

第10章 日米韓の対応（軍事・外交シナリオ）

阿久津 博康
金田 秀昭
阪田 恭代

本章では、北朝鮮の金正恩体制の動向（分析チームの結果）を踏まえ、今後1-3年（短期）を視野にいたした軍事・外交面における北朝鮮の行動（金正恩政権が短期的に取る可能性のある行動）と日米韓の対応に関する3つのシナリオをとりあげる。

シナリオを作成するにあたり、北朝鮮の行動については、以下を前提としている。第一に、金正恩政権の新指導部の基盤固めが進展していること、第二に、金正恩政権が「経済建設と核武力建設の並進」路線を追求すると表明した通り、従来通り、北朝鮮は核兵器開発（ならびに輸送手段としてのミサイル開発）のオプションを保持しながら、経済建設の機会を模索していくこと、第三に、北朝鮮は政策目標の達成のために、挑発行為と対話の模索という従来のパターンを継続していくことである。

以上の通り、北朝鮮の金正恩政権の軍事・外交路線は金正日時代の路線を継承しているが、若き後継者、金正恩の指導力ならびにスタイルについては不透明な部分が多く、そのなかで核・ミサイル開発がさらに進展することが予想され、日米韓をはじめとする周辺国にとって依然として憂慮される事態である。従って、日米韓をはじめとする周辺国は軍事（抑止・対処など）から外交（不拡散、制裁と関与など）オプションまでを含めた様々な政策対応オプションを備えておく必要がある。本章では、以下に、日米韓の対応を中心とする軍事・外交編の3つのシナリオ——〈シナリオ1〉今後1年—2年の北朝鮮の軍事挑発に関するシナリオ（阿久津担当）、〈シナリオ2〉防衛面での対応（抑止・対処）（金田担当）、〈シナリオ3〉核開発問題をめぐる外交面での対応（不拡散外交）（阪田担当）——を作成し、各種事態に対してとるべき政策対応ならびに課題について考察した。

〈シナリオ1〉今後1年—2年の北朝鮮の軍事挑発に関するシナリオ（阿久津）

〈シナリオ2〉防衛面での対応（抑止・対処）（金田）

〈シナリオ3〉核開発問題をめぐる外交面での対応（不拡散外交）（阪田）

＜シナリオ1＞

今後1年—2年の北朝鮮の軍事挑発に関するシナリオ

阿久津 博康

はじめに

本章は北朝鮮の金正恩体制の今後1—2年の軍事的挑発行為のシナリオを提示することを主眼としている。

本章では、まず、金正恩体制の軍事・安全保障戦略／政策のこれまでの展開を概観し、それを踏まえた上でこうした戦略／政策の方向性を再確認するとともに、同体制の対外的な軍事的挑発行為の選択肢を整理することにより北朝鮮の軍事的挑発行為のシナリオを提示する。最後に、本章は、そうしたシナリオに対する日本の対応の方向性と課題についても若干示唆する。

1. 金正恩体制の軍事・安全保障戦略／政策の方向性

金正恩体制発足当初から、同体制の軍事・安全保障政策の方向性については既に次のような見通しが示されていた。

...北朝鮮は今後も「先軍政治」を基調として「強盛国家（または大国）」建設に向けて邁進するであろう。その過程で、金正恩は、金日成や金正日が行なったように、粛清と恐怖政治を基盤に独自の統治思想や指導スタイルを作り上げていくかもしれない¹。

発足から3年目を迎えつつある金正恩体制の2013年12月の張成沢国防委員会副委員長の粛清をめぐる北朝鮮の政治情勢に鑑みて、同体制は概ね上記のような見通しに沿った方向に進展している様相を呈している。特に軍事・安全保障の次元では、金正恩体制が正式に発足した2012年以降、北朝鮮は「核保有国」としての立場を既成事実化する動きを強化してきた²。現在（2013年12月下旬）においても、この傾向に変化はなく、むしろ同体制の強硬性は軍事面でさらに深刻化する可能性は依然として高い。

まず、北朝鮮の2013年2月12日の3回目の核実験後の動向を簡単に回顧する必要がある。3月31日、北朝鮮は朝鮮労働党中央委員会総会で「経済建設と核武力建設を並進する」という「並進路線」を採択した³。北朝鮮はこの路線を「自衛的核武力を強化し、発展させて国の防衛力を鉄壁に固め、経済建設にさらなる力を入れて社会主義強盛国家を建設するための最も革命的で人民的な路線」と定義するとともに、金日成が1960年代に経済建設と国防建設を並進させるという路線を提示したこと由来し、「自主、自立、自衛の社会主義強国に変貌させた」ことの延長線上にあると位置付けている。また、北朝鮮はこの「並進路線の真の優位性」として、「国防費を追加的に増やさなくても戦争抑止の防衛力の効果を決定的に高めることで、経済建設と人民生活の向上に力を集中できるようにするところにある」ので、「核開発の継続は経済発展を犠牲にせずに行なえる」との認識を示す一方、米国に対しては、北朝鮮の核兵器が米国との取引の対象ではないとしている。

そして、北朝鮮は2013年4月1日には、最高人民会議法令として「自衛的核保有国の地位をいっそう強化することに関する法」を採択した⁴。同法には、消極的安全保障、核兵器使用に関する朝鮮人民軍最高司令官（金正恩国防委員会第1委員長）の命令、核兵器の先行不使用の原則、核兵器と核物質に関する安全管理に関する規定等が含まれている。即ち、この法令は北朝鮮が初めて公開した事実上の核ドクトリンとみなすことができる。これは現段階では宣言政策として初歩的なものであるが、今後より本格的な核ドクトリンを作成するための布石とみなすことはできよう。

また、こうした宣言政策に加え、北朝鮮は高濃縮ウラン使用を含む核兵器の「多様化」を進展させていることを示唆する等、核能力をより実質的なものとする動きもみせている。もっとも、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）によれば、3回目の実験後には放射性キセノンが検出されたものの北朝鮮が高濃縮ウランを使用したかどうかを検証できるほどの分量ではなかった。また、核弾頭の小型化・軽量化についても、その進展の度合いを確認することは依然として困難な状況である。しかし、北朝鮮が核開発の追求を放棄する徴候は現在のところみえていない。むしろ、北朝鮮の核開発は不可逆的な方向で進展している公算が高い。実際、北朝鮮は4月2日に核施設再稼働を表明し、「まず現存の核施設の用途を並進路線に合わせて調節し、変更していく」こととし、これには「ウラン濃縮工場をはじめ寧辺の全ての核施設とともに2007年10月の6者会合の合意に基づいて稼働を中止し無力化した5MW級黒鉛減速炉を再整備し再稼働する措置も含まれ」、これらの措置は「遅滞なく実行に移される」と表明した。核施設再稼働が実際に実施されている状況については、米ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所の研究グループ「38ノース」が商業衛星写真の分析を通じて継続的に観察しているが、同グループの分析に従えば、北朝鮮がこの5MW級原子炉を再稼働させている可能性は高い⁵。

さらに、核開発に代表される北朝鮮の軍事技術向上の動きは、北朝鮮の科学技術向上の動きとも並行して進展している。北朝鮮の弾道ミサイル技術と宇宙ロケット技術との間には技術的差異はなく、後者の向上は前者の向上につながり、北朝鮮による人工衛星や宇宙技術の向上は、北朝鮮の軍事力のハイテク化につながる。また、宇宙開発については、最高人民会議は、同じく4月1日、「宇宙開発法」と宇宙開発局設置に関する法令を採択した⁶。なお、2013年2月の長距離弾道ミサイル発射の後も、4月初旬に元山周辺に中距離弾道ミサイル「ムスダン」2基が配備されたと報じられた。

このように、北朝鮮は、金正恩体制になってからも、「並進路線」の下でさらに「核保有国」としての立場を既成事実化するとともに、対米核抑止能力の技術的向上においても従来の姿勢を変える意図はみられない。

なお、先に触れた張成沢国防副委員長を粛清後の金正恩体制の方向性については、同粛清を契機に当面は金正恩国防委員会第1委員長の求心力が高まり、唯一独裁体制が確立される基盤が固まりつつあると思われる。また、崔竜海人民軍総政治局長の発言力が相対的に高まると思われる。現時点では、金正恩第1委員長の指揮の下、「軍のなかの党」と言われる職務を担っている崔総政治局長を通じて、党と軍の意思が統一・維持される様相を呈している。しかも、金正恩体制は発足当時から既に核・ミサイル能力を中心とする軍事力を強化する方向で進展しており、したがって、今回の張成沢副委員長粛清は経済重視路線から軍事重視路線への転換というよりは、むしろ、「軍事強国建設」と「経済強国建設」を

含む強盛国家建設を目指す既定路線が強化されるという効果をもつものと思われる。

なお、2013年12月12日、「銀河3号打ち上げ成功」1周年を記念して、北朝鮮は今後も長距離弾道ミサイル発射を継続することを示唆している⁷。他方、北朝鮮は開城工業団地再開に向けて肯定的な態度を維持しつつも、韓国に対しては軍事的挑発行為をも継続する旨表明した。

以上から、金正恩体制の軍事・安全保障戦略または政策の方向に大きな変化の徴候はみられず、むしろ同体制がいつそう強硬化する可能性が高まっていると言えよう。したがって、金正恩体制による軍事的挑発のシナリオについても、既定路線の継続またはそれがいつそう強化される方向で検討することは妥当と言えよう。

上記を踏まえ、北朝鮮の軍事的挑発行為の選択肢とその展開のシナリオを整理しておくことは、今後の日本の対応を検討する上で不可欠なことである。

2. 北朝鮮の挑発行為の選択肢とシナリオ

(1) 北朝鮮の挑発行為の選択肢

では、金正恩体制にはどのような軍事的挑発行為の選択肢があるのだろうか。結論から言えば、北朝鮮の軍事的挑発行為、または冒険主義的行為の選択肢はこの数年で量的にも質的にも向上している。北朝鮮の体制的性質、日米韓に対する敵対的言動から、北朝鮮の科学技術分野における行動も、軍事的意味合いを念頭に認識されることは不可避である。

他方、北朝鮮が採択できる軍事的挑発行為の選択肢としては、核実験、ミサイル発射実験、通常兵器を使用した電撃作戦、ゲリラ・コマンド作戦、サイバー攻撃、そしてこれらの全てまたは一部の組み合わせ等が挙げられる。なお、「政治的」挑発行為として、特に米韓に対してはそれぞれの国民を拘束し実質的な人質とするという方法も顕著である。

(2) 今後1年—2年の北朝鮮の軍事挑発

(a) 核実験（4回目）

核実験は必ずしも挑発目的とは限らない。何故なら、北朝鮮の核開発の当面の目的は対米抑止力強化であり、核能力の技術的向上やウラン型爆弾完成を含む「多様化」を目的とした核実験を実施する可能性がある。しかし、実験の実施それ自体を抑制することは不可能ではないが、困難である。

北朝鮮の核開発の状況については、以前から兵器級プルトニウムの保有と兵器級ウラン製造に関する疑惑が存在している。北朝鮮は過去2回の核実験で使用した「核装置」を除き2012年の段階で核兵器数個分のプルトニウムを保有していると思われるが、北朝鮮の核兵器保有数やその信頼性については正確な情報の把握は依然として困難である。特に高濃縮ウラン計画については、その全貌を解明することが極めて困難である。

米科学国際安全保障研究所（ISIS）のデビッド・オルブライト所長と同研究所のクリスティーナ・ウォルロッド研究員の「北朝鮮のプルトニウムおよび兵器級ウラン推定量」によれば、北朝鮮が2011年末までに核兵器0—11個分の兵器級ウラン、核兵器6—18個分のプルトニウムをそれぞれ保有しているという仮定の下で、3つの可能性を検討している⁸。第1の可能性は北朝鮮がプルトニウム型核兵器開発を行なわないが、寧辺に建設中の実験用軽水炉に供給するための低濃縮ウランを製造する場合である。第2の可能性は、北朝鮮が低

濃縮ウランおよび兵器級ウランの製造に加え、この軽水炉で兵器級プルトニウム製造を行なうというものである。第3の可能性は、低濃縮ウランの軽水炉への供給はなく、兵器級ウランのみ追求する場合である。同報告の結論によれば、北朝鮮は2016年までに、合計で核兵器14—48個分に相当する核分裂物質を保有することになる。同報告書が示した数字の間には大きな幅があるが、将来のシナリオとしては想定可能なものであろう。

(b) 各種ミサイル発射（「衛星ロケット」と称する弾道ミサイル発射含む）

長距離弾道ミサイル（米国向け）、中距離（準中距離含む）弾道ミサイル（日本向け）、短距離ミサイル（韓国、通常訓練用含む）、その他、巡航ミサイル実験を継続する可能性がある。北朝鮮は核爆弾の兵器化のために、その輸送手段であるミサイル能力を向上させることを目的としている。したがって、その意味で、上記の核実験と同様にミサイル発射実験は必ずしも挑発目的とは断定できない。また、ミサイル発射実験は、核実験と同様、実験の実施それ自体を抑制することは不可能ではないが、困難である。特に、2012年12月12日の長距離弾道ミサイル発射については、北朝鮮は「衛星」を「成功裏に軌道に進入させることができた」と発表した。既に述べたように同ミサイル発射1周年の2013年12月12日には今後も長距離弾道ミサイル発射を継続する意志を示している。

技術的な側面については、12月に発射されたミサイルは3段式で、射程が1万キロメートル（ミサイルの弾頭重量を約1t以下と仮定した場合）にまで伸長した、テポドン2の派生型ミサイルである可能性が高い。その場合、同ミサイルはハワイはもとより米国西海岸にまで到達可能ということになる。1998年に発射されたテポドン1は約1600キロメートル、2009年に発射されたテポドン2またはその派生型は2段目以降の部分が3000キロメートル以上飛翔したが、今回は飛翔距離において大幅な向上をみせたことになる。また、今回発射されたミサイルの1段目と2段目の落下地点は北朝鮮の予告地点とほぼ同じであり、飛翔の正確性においても大きな向上が見受けられる。なお、2012年12月23日の時点では、韓国国防部の発表によれば、韓国軍が同ミサイル発射後に回収した1段目発射装置（ブースター）の残骸を調査したところ、民生ロケットでは一般的に液体酸素が酸化剤として使用されるのに対し、同ミサイルには赤煙硝酸が使用された、残骸の材質に使用されたアルミニウム合金は北朝鮮の国産であるかもしれないが、圧力感知センサーや配線設備の一部部品は海外調達による可能性が高い、ことなどが明らかにされた。特に韓国国防부는、赤煙硝酸は旧ソ連の技術に基づいたものであるが、イランからの協力を得た可能性を示唆した。2013年現在、イランについては同国をめぐる核交渉に新局面が出てきているものの、北朝鮮と同国とのミサイル開発における協力関係に関する疑惑は払拭されていない。北朝鮮は2012年9月にイランとの間で科学技術協力協定を結んでおり、2012年12月12日の長距離弾道ミサイル発射は、こうした疑惑をむしろ強化するものとなったという見方もある⁹。

最後に、先に触れたムスダンについては、2010年12月発刊の韓国『2010国防白書』は、射程3000キロメートル以上の中距離弾道ミサイル（IRBM）である同ミサイルが、2007年に既に実戦配備されたとの見方を示した。同ミサイルの配備により、北朝鮮の中距離弾道ミサイル射程距離は日本列島などからグアムにまで広がったことになる。なお、2011年1月、米国のロバート・ゲイツ国防長官（当時）は、5年以内に北朝鮮が大陸間弾道弾（ICBM）を開発するだろう、と述べ、同国の弾道ミサイル能力がさらに増強されつつあることに懸

念を表明した。この評価に基づけば、北朝鮮は今後1年—2年でICBMの開発に成功するというシナリオを想定できる。

（c） 通常兵器使用

北朝鮮と韓国、在韓米軍との間の緊張を高揚させるより深刻な挑発行為は、非武装地帯北方に配備され、在韓米軍第2歩兵師団とソウルを射程に収めている各種重砲である。しかし、これは北朝鮮にとっては自殺行為となるので、「最後の手段」として残存する可能性が高い。しかし、瀬戸際戦術の一環として、軍事的緊張を高揚させ、政治的緊張をエスカレートさせる挑発行為として、このオプションを利用する可能性はある。

より採択の可能性が高い選択肢は、天安艦撃沈のような電撃作戦、延坪島攻撃型の直接的な対南攻撃である。前者は犯人を即座に特定することが困難な攻撃のタイプであり、後者は明白な挑発型タイプである。どのようなタイプが選択されるかは、韓国や米韓軍の能力を試したり反応を確認すること、政治的注目を集めること、政治的緊張を高揚させること等、目的に応じて決定されると思われる。

なお、北朝鮮が「核保有国の立場」に関して自信を深めた場合、それだけで核抑止力を保有したと認識し、通常次元での挑発行為を強化する可能性が指摘されている。これが「安定・不安定パラドクス」である。こうした状況を回避するためにも、既に指摘した北朝鮮が既成事実化しようとしている「核保有国の立場」を国際社会が決して認知しないことが重要である。

その他、北朝鮮による日本へのより直接的かつ具体的な敵対的行動としては、国内外特殊工作、原発テロ、浮流機雷、日韓漁船攻撃等が考えられる。

（d） サイバー攻撃¹⁰

北朝鮮による韓国に対するサイバー攻撃は常套化しつつある。2010年に発生した天安艦撃沈と延坪島砲撃は、いずれも北朝鮮の非対称的軍事力強化を示唆するものであるが、北朝鮮の韓国に対するサイバー攻撃も、現段階ではそうした事例のひとつとして捉えることができる。

韓国軍サイバー司令部によれば、北朝鮮による韓国政府への大規模なサイバー攻撃による2009年から2013年の被害額は約8600億ウォンに上っていることが報じられている。韓国では既に、例えば、国家情報院は2010年10月28日、主要20ヵ国・地域（G20）首脳会議準備委員会（当時）のホームページや国会議員のパソコンまでハッキングが試みられるなど、広範囲にわたって「サイバーテロ」攻撃が行なわれていることに加え、北朝鮮には1000人近いハッカー部隊・機関が存在し、中国にもハッキング基地が数ヵ所あるとの報告を公表した。同報告によれば、2004年1月から2010年10月までに約4万8000件の政府機関に対するサイバー攻撃があり、2010年だけでも約9200件に達している。

2011年4月12日に発生した韓国農協銀行サイバー攻撃事件では、大規模なシステム障害によって預貯金が引き下ろせなくなるなどのトラブルが発生し、捜査を行なった韓国の検察当局は2011年5月、攻撃に利用されたIPアドレスのひとつが3月に発生した北朝鮮による別の分散サービス拒否（DDOS）攻撃で使われたものと一致したこと等を理由に、システム障害は「北朝鮮のサイバーテロによって引き起こされた」と断定した。特に、この攻撃

は、韓国農協銀行のサービスを3日にわたって停止させることに成功し、多くの人を驚嘆させることとなった。韓国の安全保障専門家のなかでは、北朝鮮のサイバー攻撃は非対称的脅威としてますます認識されるようになってきている。特に、韓国では北朝鮮が今後スタックネット型の攻撃能力を有するようになることが懸念されている。もし北朝鮮がそうしたサイバー攻撃ツールを開発するようになれば、攻撃の対象となるのは韓国の一般的なサイバーアセットや政府系ウェブサイトのみならず、実世界のインフラ設備とその運用そのものとなるからである。

北朝鮮は1986年にサイバー攻撃能力育成を目的とした教育機関（現平壤自動化大学）を設立し、毎年100人の専門ハッカーを教育し、これら卒業生たちは、2009年初頭に創設されたという工作機関である偵察総局に配属されると言われている。韓国の検察当局は、今回の韓国農協銀行に対するサイバー攻撃はこの機関傘下の「6局（技術局）」を最有力容疑者として指定している。

北朝鮮は大量破壊兵器や通常戦力における能力の開発を継続してきたが、IT技術の導入も積極的に推進しており、今後サイバー攻撃を受けるリスクもいっそう大きな脅威となると予想される。こうした北朝鮮のサイバー戦能力は、日本としても独自の備えを強化すべき対象であるとともに、米韓両国とも緊密な協力を行なうべき重要分野である。2010年以來の韓国軍のホームページ等に対する北朝鮮によるサイバー攻撃は2012年の段階で既に6000件を大きく超えている。北朝鮮にはサイバー関連部隊の隊員が3000名であるのに対し、韓国は約400名である。現段階では北朝鮮の主要な対象は韓国に限定されているとみられるが、今後米国や日本をより積極的に対象にする可能性は排除できない。こうした攻撃が日本に対して行なわれた場合、対サイバー攻撃態勢が不十分である現状に鑑み、対応に苦慮する危険が予想される。

3. 今後の対応の方向性と課題

以上を踏まえ、今後の日本の対応の方向性について若干示唆しておきたい。核実験とミサイル発射については、実施そのものを抑止することは困難である。実験の予告があったとしても、制裁強化の可能性を表明することしかできない。ミサイル発射実験については、現段階では従来どおり、日米同盟を基盤とした弾道ミサイル防衛（MD）で対応することとなる。日米韓3カ国の協力としては、まずは米国を介しての日韓の情報共有が挙げられる。

また、韓国は既に北朝鮮の軍事的脅威に対抗するための独自の努力の推進を表明しており、今後「キル・チェーン（ミサイル探知から迎撃までを行なう一連の防衛システム）」や独自のミサイル防衛（KAMD）システムが構築される方向にある。その過程で、韓国軍が先制的策源地攻撃という選択肢を採択し、米国もこれを支持、または自らもそれを採択する場合は、核実験及びミサイル発射実験自体の抑止力は向上する可能性がある。なお、日本が将来的に同様の選択肢を採択できる状況が生まれるというシナリオも、想定不可能ではない。

また、日本における北朝鮮のミサイル飛来や原発テロへの対応としては、国民保護法に基づいて中央・地方及び地方独自で既に実施されている各種訓練のなかに、こうした事態を想定した訓練を設ける必要があるだろう。概して、国内外特殊工作、原発テロ、浮流機雷、日韓漁船攻撃等への対応については、まだまだ課題が多いのが現状である。

なお、上記の「安定・不安定パラドクス」を回避するためにも、北朝鮮が既成事実化しようとしている「核保有国の立場」を国際社会が決して認知してはならないであろう。

さらに、サイバー攻撃については、北朝鮮の情報通信インフラが未整備であるため、サイバー次元での対称的対応（サイバー空間で生じる脅威についてはサイバー空間内で処理するという対応）はしにくい。よって、サイバー次元とは異なる次元での対北朝鮮拒否的抑止と懲罰的抑止の手段についても事前に検討しておく必要があると思われる。

最後に、日本の課題としては、日米同盟及び日米韓 3 カ国安全保障協力を基盤とした既存の対応手段に加え、日韓の間の二国間の直接的な協力を恒常化する必要がある。日韓政治関係が改善しないなかにあつては、少なくとも緊急時の協力の手順については実務的に協議・準備を推進する必要がある。また、これは必ずしも挑発行為には当たらないが、北朝鮮による大量破壊兵器やミサイルの拡散に資する行為に対応するため、豪州、東南アジア諸国連合（ASEAN）、北大西洋条約機構（NATO）諸国との連携を強化することも、北朝鮮の挑戦的・敵対的行動を抑制する努力に資すると思われる。例えば、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の再強化等がその手段として考えられる。

繰り返しになるが、原発テロ、浮流機雷、日韓漁船攻撃等を含む北朝鮮による国内外特殊工作等の多様な事態への対応策については未整備な部分が多く、早期に検討を開始すべきと思われる。本節で検討したシナリオやこうした事態へのプランニングについては、次節でより詳細に検討される。

— 注 —

- ¹ 阿久津博康「見えてきた金正恩体制とその安全保障政策の方向」防衛研究所『NIDS コメンタリー』第24号（2012年1月23日）、2ページ。
(<http://www.nids.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary024.pdf>) 2013年12月25日アクセス。
- ² 防衛研究所編『東アジア戦略概観2013』（2013年3月）の特に131-145ページを参照。
(<http://www.nids.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2013/j05.pdf>) 2013年12月25日アクセス。
- ³ 『朝鮮中央通信』「朝鮮労働党中央委2013年3月全員会議（総会）」（主体102（2013）年3月31日）(<http://www.kcna.co.jp/calendar/2013/03/03-31/2013-0331-024.html>) 2013年12月25日アクセス。
- ⁴ 『朝鮮中央通信』「自衛的核保有国の地位を一層強化することに関する法採択」（主体102（2013）年4月1日）(<http://www.kcna.co.jp/calendar/2013/04/04-01/2013-0401-030.html>) 2013年12月25日アクセス。
- ⁵ Nick Hansen, “Major Development: Reactor Fuel Fabrication Facilities Identified at Yongbyon Nuclear Complex”, *38 North*, December 23, 2013. (<http://38north.org/2013/12/yongbyon122313/>) 2013年12月26日アクセス。
- ⁶ 『朝鮮中央通信』「宇宙開発局設置決定」（主体102（2013）年4月1日）
(<http://www.kcna.co.jp/calendar/2013/04/04-01/2013-0401-032.html>) 2013年12月26日アクセス。
- ⁷ 「偉大な将軍様の遺訓を決死貫徹する特大事変——朝鮮初の実用衛星 人口地球衛星光明星3号2号機の成果的発射1周年を迎え」『労働新聞』（主体102（2013）年12月12日）
(http://www.rodong.rep.kp/ko/index.php?strPageID=SF01_02_01&newsID=2013-12-12-0010&

chAction=T) 2013年12月25日アクセス。

⁸ 前掲、防衛研究所編『東アジア戦略概観2013』（2013年3月）、134-135ページ。

⁹ John S. Park, “The Leap in North Korea’s Ballistic Missile Program: The Iran Factor,” *NBR Analysis Brief*, December 19, 2012.

¹⁰ 防衛研究所編『東アジア戦略概観2012』（2013年3月）、56ページを参照。
(<http://www.nids.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2012/j03.pdf>) 2013年12月25日アクセス。

＜シナリオ2＞ 防衛面での対応（抑止・対処）

金田 秀昭

1. 関連する国内外情勢変化の影響

シナリオ1で示された事態などへの防衛面での対応（抑止・対処）を検討するに当たって、以下のとおり、関連するわが国内外の情勢変化の影響を考察する。

（1）北朝鮮を巡る国際情勢

2013年12月13日、金正恩の叔父で、金正恩体制のナンバー2として同体制を支えてきたと目されていた張成沢が、国家転覆画策の罪で処刑されたという衝撃的なニュースが世界中を駆け巡った。このことの意味するところが、如何なるものになるかを、現時点で推し量ることは困難であり、今後の推移を注視しなければならないが、現時点での北朝鮮ウオッチャーの大方の見方は、シナリオ1で示された「並進政策」の下、今後、金正恩の一手に権力が集中し、金正恩体制がより硬化し、政治、軍事面で強硬な路線をとるのではないかと危惧するという点に収斂されている。それが事実とすれば、金正恩の絶対的な指導の下、北朝鮮は今後益々、歯止め無く軍事力の増強路線に走り、とりわけ核兵器や弾道ミサイルなど、国家的に選択された特定の軍事科学技術に集中して、その限られた国力を指向することになると考えられる。

これに対し、北朝鮮の命運の鍵を握る中国の習近平政権は、中朝間の太いパイプとなっていた張成沢を突然失い、当面、次に如何にすべきか具体的な手を見出し得ていないような気配であり、中朝間の政治的停滞は、6者協議や、中朝、米朝、南北、日朝などの二国間協議にも悪影響を与えるであろう。韓国の朴槿恵政権も、こういった事態の突然の展開を読めていたわけではなく、北朝鮮側の不測な攻勢に備えての体制はとっているとしているが、北朝鮮側の出方を十分に読みきっているとは思えない。

米国のオバマ政権は、2012年1月、新国防戦略指針においてアジア太平洋地域に戦略重点（ピボット）を置くとした新政策を打ち出しつつも、同時に向こう10年間で約4500億ドルを削減するという国防費大幅削減の決定を行なった上、2013年10月の政府機関の一時閉鎖と、それを理由とするアジア歴訪やAPEC等国際会議への参加中止などの迷走ぶりにより、外交、内政共にオバマ政権の政治的な指導力不足が明白となり、それに連れ、新指針に基づく構想の停滞は顕著となってきている。このことは、米朝関係への対応にも影響し、張成沢処刑という重大局面においても、格別の効果的対策が取られた形跡は無く、アジア外交についての自信の無さが目立ってきている。

一方、イランの核開発を巡る協議やシリアの化学兵器を巡る同国の査察受け入れなどの進展は、北朝鮮が国際関係を重視する方向に転じるための、切っ掛けになるのではないかと観測も一部にはあったが、極めて少数意見であり、多くは、北朝鮮にとっては反面教師としての材料を提供したに過ぎず、金正恩が、よりラジカルで閉鎖的な態勢に突き進む可能性を与えるであろうとする悲観的な観測が多い。

何れにせよ、北朝鮮が、数次の国連安保理決議に違反して、今後も核兵器や弾道ミサイ

ルの開発を継続していくかは、金正恩の考えひとつに懸かってくるわけであるが、その動向を監視する体制としての、第1の決め手となる米韓の情報収集体制は、過去のケースにおいて、必要かつ十分に機能したわけではなく、改善が望まれる。また、もはや日本も単なる傍観者として、受動的な体制をとるのみでは済まされず、情報収集という点でも、日本自身による能動的な体制強化や、米韓との情報共有の強化が必要となる。

（2）わが国の国内情勢

安倍晋三首相は、第2次政権発足直後から、「日本（の防衛）を取り戻す」とのキャッチフレーズの下、わが国の安全保障・防衛の根本的見直しを行なうべく、以下述べるように、次々と手を打ってきた。

まずは2013年初め、3年前に民主党政権下で制定された防衛計画の大綱（いわゆる「防衛大綱」）の改訂、「防衛大綱」に基づく「中期防衛力整備計画」（いわゆる「中期防」）の策定を行なうことを防衛省に指示し、2013年12月17日、「防衛大綱」を含む安全保障・防衛政策文書の最上位に位置づけるべき「国家安全保障戦略」の初めての採択に併せ、「防衛大綱」および「中期防」が承認された。その直前の臨時国会では、日本版国家安全保障会議（いわゆるJNSC）の設置、およびこの前提となる特定秘密保護法が成立した。

一方、2013年9月には、首相の指示により有識者懇談会（「安保法制懇」）の議論を再興し、「集団的自衛権等の憲法解釈見直しに関する検討（いわゆる「集団的自衛権等解釈」）」を本格的に再始動させた。解釈変更に慎重姿勢をみせる公明党に配慮し、安保法制懇による答申には至っていないが、2014年春には答申を行ない、政府はこれを受けて新たな憲法解釈を本格的に検討、通常国会後の来夏の閣議決定を目指している。また、2013年10月には、日米外務・防衛閣僚による安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）で、1997年に制定された日米防衛協力指針（いわゆる「ガイドライン」）を、2014年12月末までに見直すことが正式に合意されるなど、わが国の安全保障や防衛を巡る本格的な再検討作業が、安倍政権下、日期的にも目白押しに、同時並行的に進んでいる。

「国家安全保障戦略」、「防衛大綱」、「中期防」、そして「集団的自衛権等解釈」や「ガイドライン」のどれひとつを取ってみても、近未来を見通したわが国の安全保障や防衛政策の方向性に大きな影響を与えることになる。それらに共通するのは、「国家安全保障戦略」で示された安倍首相主導の国家理念である「国際協調主義に基づく積極的平和主義：Policy of “Proactive Contribution to Peace” based on the principle of international cooperation」にあり、今後の朝鮮半島情勢の変化への国としての対応に際しても、JNSCを中心として策定される各種政策の立案上の基準になっていくものと考えられる。

2. 各種事態への防衛面での対応

ここでは、「絶対独裁」色を強める金正恩体制下、シナリオ1で述べられた各種事態、即ち、核兵器開発、ミサイル開発、各種軍事挑発（通常兵器使用）およびサイバー攻撃に対し、わが国として採るべき防衛面での対応（抑止・対処）について述べていくこととする。

（1）核兵器開発（核爆弾製造実験、核弾頭化試験、ダーティボム開発）

「核兵器開発」については、北朝鮮の選択肢として、核爆弾の製造実験のほか、核弾頭

化試験およびダーティボムの開発などを想定しておく必要がある。

これらの課題に適切に対処するためには、まず、北朝鮮の動向に関する必要かつ十分な情報の収集やそれに基づく適切な分析が重要となる。日本の現状は十分と言えず、根本的な改善が必要である。そのためには、先ず日本自身の情報収集、分析の体制として、核兵器製造や弾頭化、保管、運搬、運用ドクトリンなどといった面で、専門的な技術的、軍事的ノウハウをもった人材の確保や育成が必要となる。

その上で、日本独自の情報収集体制を確固たるものとするため、ISR（情報・監視・偵察）能力の強化が先ず必要となり、そのためには、防衛偵察衛星、UAV など自律的無人ヴィークル、人的情報収集（HUMMINT）の保有、強化が必要となる。この分野の能力は、後述する敵策源地攻撃能力と関連する。

また、日本自身のもつ ISR 能力を補完するために、日米情報共有の強化が必要となり、このためには、先の臨時国会で成立した特定秘密保護法を基準としつつ、「ガイドライン」の改訂作業に反映していかねばならない。また国交正常化以来、政治面で最悪となっている日韓関係において、外交・防衛対話の実質的な再開に糸口を探し出すため、成立寸前まで行きながら、2011年に韓国側から一方的に取り下げられた日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の締結に向けた道筋をつけ、その上で、日米韓3カ国による情報収集協力、あるいは情報共有を円滑に図っていくことも重要な政治課題となる。さらに踏み込んだ3カ国間の関係強化が期待できるようであれば、日米韓3国共同による核兵器製造・貯蔵に対する3国共同による対処能力（例えば敵策源地攻撃能力など）を適切に明示することにより、北朝鮮の無謀な行動を思いとどまらせるよう仕向けることが必要となる。

一方、累次の国連制裁決議に基づく関連物資禁輸措置の実効性の強化も必要となる。このためには、わが国自身によるPSI（Proliferation Security Initiative：拡散を防ぐための安全保障構想）について、法的措置を含めて実効性を強化するとともに、ASEAN諸国などへのPSIに関するCBM（能力構築）協力を強化し、さらにイラン、パキスタンなど、北朝鮮の軍事協力国と目される国家との軍事交流も徐々に活発化させ、これら諸国に対しても、対北朝鮮禁輸措置等の懲慥を図っていく必要がある。

また、緊急時や有事における国民保護体制の実効性を向上させるため、現行態勢下、住民への警戒情報提供や避難訓練を始め、各種訓練の実施を普及させる努力を払うとともに、国民保護法など関連法制の改正を図るなど、事態に対する国民の関心を高め、啓発していくことが重要となる。

（2）ミサイル開発（弾道ミサイル開発試験、衛星打上げ、巡航ミサイル開発試験、各種ミサイル実戦化試験）

「ミサイル開発」については、北朝鮮の選択肢として、弾道ミサイルの開発試験のほか、衛星の打ち上げにかこつけた長距離弾道ミサイル実験、巡航ミサイルの開発試験、各種ミサイルの実戦化試験などを想定しておく必要がある。

これらの課題に適切に対処するためには、「核兵器開発」と同様、北朝鮮の動向に関する必要かつ十分な情報の収集や分析のため、先ず日本自身の情報収集、分析体制として、弾道ミサイルの開発、衛星打上げに加え、保管、展開、発射といった面で、専門的な技術的ノウハウをもった人材の確保や育成が必要となる。また、各種ミサイルの実戦化試験につ

いては、ミサイル関連の技術的ノウハウに加え、攻撃意思決定、指揮統制、関連軍事行動等、軍事的な分析能力が必要となる。

その上で、「核兵器開発」と同様、日本独自の情報収集体制を確固たるものとするべく、ISR能力の強化のため、防衛偵察衛星などの保有、強化が必要となる。巡航ミサイル開発については、現在顕著な徴候は見受けられないが、警戒する必要がある。

また、日米、日韓間、さらに日米韓3カ国による情報収集協力、あるいは情報共有、日米韓3国共同によるミサイル製造・保管・展開に対する3国共同による対処能力の明示、関連物資禁輸措置の実効性の強化のための措置、ならびに緊急時や有事における国民保護体制の実効性の向上措置等についても、前掲の「核兵器開発」と同様の措置をとる必要がある。

（3）各種軍事挑発（通常兵器使用）

北朝鮮からの通常兵器を使用した各種の軍事挑発に際しては、日本独自での対処のほか、米軍との協力、韓国との協力およびその他の国との協力を考える必要がある。

まず、日本独自での対処は如何にして行なわれるべきか。

韓国への小規模な軍事挑発行動があり、わが国に波及する恐れがある場合、あるいは日本領域や周辺海空域での軍事挑発活動があった場合において、警察や海保の能力を超える事態に際しては、日本政府の決定に従い、自衛隊は自衛隊法に基づき、幾つかの防衛・警備面での活動により対処することとなる。そういった事態として想定されるのは、対ミサイル攻撃対処（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、対武装船舶・テロ・ゲリコマ対処（海上警備行動、治安出動、警護出動）、機雷掃海（海上警備行動、機雷等の除去）、航空・海上交通路保護（対領空侵犯措置、海上警備行動）といった事態である。これらの場合、基本的には、対処に関する法制面での整備は行なわれており、自衛隊はそれぞれ括弧内に示した行動により対処することになる。

一方、韓国や北朝鮮を含む日本領域外での日本人・財産等への挑発活動があった場合には、相手国の了解を前提として、陸上輸送を含む邦人救出活動（在外邦人等の輸送）、要請による外国民間人や難民の救出活動（在外邦人等の輸送）を行なうこととなり、括弧内に示したように自衛隊の活動の根拠となる法制面の整備も一応はなされている。しかし事態の推移にもよるが、北朝鮮国内での事態発生に際しては、同国の了解をとりつけることは極めて困難が予想され、また、韓国国内での事態発生に際しての、同国国内での自衛隊の活動に対する韓国政府の協力取り付けについても、困難が伴うことが予想される。これらの場合は、国連や赤十字などの国際機関、北朝鮮あるいは韓国に対して影響力を有する第三国（中国や米国等）の協力が必要となつてこよう。例えば、韓国が韓国領域内での邦人・外国民間人輸送、難民救出活動に際し、自衛艦や自衛隊機の領土内乗り入れが必要となつた場合において、同国がこれを拒否した場合は、米国等に肩代わりを要請することとし、代わりに日本は、邦人・外国民間人や難民の国内受け入れ態勢を、十分に整備しておくといった措置が必要とならう。

上記いずれの場合も、形式的には法制面の整備が行なわれているが、実際の適用に当たっては、ROE（部隊行動基準）の設定など、細部が十分に詰められていないケースがほとんどであると見込まれる。そのため、新設された国家安全保障会議（JNSC）主催により、

関係省庁が参集して、およそ考えられるべき事態を取り込んだシミュレーションを行なって問題点を抽出し、法改正や ROE の（再）設定を含む措置を行なう必要がある。また、その他の省庁や地方自治体、公共機関等との協力が必要となる場合は、シミュレーションの結果を踏まえ、JNSC による全般的な指導、監督がなされることとなる。

他方、日米同盟下、米軍との協力行動も必要となる。まずは、現在日米当局間で見直し作業中の日米防衛協力指針に基づく、相互の協力活動が挙げられる。この場合、日本は周辺事態安全確保法を適用して、日本を後拠地として活動する米軍への、後方地域支援を主体とした支援活動を行なうこととなる。また混乱が収束した後の北朝鮮での国際救援活動として国連等から要請があった場合は、北朝鮮の受け入れ同意を前提とした人道的な救援活動（国緊法、PKO 法）を行なうこととなる。

一方、現状の日韓関係からして、韓国からの防衛協力要請があるとは想定し難いが、日本からの ISR 情報の一方的提供や米軍経由での提供などは、自主的な形をとるにせよ、実行（周辺事態法）すべきと考える。また、国連や米国を通じての後方支援要請（物品の調達）などがあった場合の国連や米軍を介しての協力も、実行（ACSA＝物品役務融通協定の緊急締結、周辺事態法）すべきと考える。

米国や韓国以外の国が、半島事態に際して何らかの形で軍事活動を行なう場合の協力のあり方としては、先ず朝鮮半島での国連活動の一環としての活動が考えられる。この場合、日本としては、国連軍地位協定により、国連朝鮮軍派遣国（米英仏加豪など）に対して、要請あれば協議し、特段の不都合が無ければ、日本にある 7 つの在日米軍施設・区域の使用を認めることとなる。一方、日本海等周辺海空域での国連朝鮮軍派遣国と米軍との共同の国連活動（展開する米空母任務群の護衛等）に参加する米韓以外の国からの、当該活動への後方支援協力要請があった場合の後方支援協力（緊急時 ACSA、「2+2」取り決め、周辺事態法）も協議が必要となる。

（4）サイバー妨害

北朝鮮は、サイバー戦に関し力を入れ、侮れないサイバー攻撃能力を有していると想定されている。対する日本のサイバー防御能力は、官民共に相当な努力を払いつつも、十分な域に達しているとは言えず、とりわけ、情報通信システムの安全性向上、防護システムの整備、関連法制や規則類の整備・充実、要員の育成、日米・官民情報共有の推進などが喫緊の課題とされている。

他方、サイバー攻撃能力については、北朝鮮の情報通信インフラが、前近代的、未整備の状況であることに加え、国内の事情把握が困難であるため、北朝鮮の有するサイバー攻撃システムそのものや、主要な政治、軍事関連の指揮通信情報システムに直接的な攻撃を行なうことは極めて困難と想定されるが、通信経路への大規模、大出力の電子妨害を加える等の、間接的手段については可能性があり、検討する必要があると考えられる。

3. 課題（より深刻な事態発展への備えを含む）

（1）日本自身の課題

本事態において、日本が直面する防衛上の課題としては、大別して法制面、政策面および実行面に大別できる。

法制面について言えば、先ず、「集団的自衛権等解釈」については、米国への防衛上の協力にとどまっている現状から、武力攻撃事態法や周辺事態安全確保法の共同行動の拡大など、より密接な形での共同対処の憲法解釈変更が挙げられる。また、北朝鮮の軍事挑発事態の進展に対し、わが国として法執行機関による措置としての対応では処置しきれなくなる場合を想定したシームレスな領域警備を可能とするよう新たに領域警備・防衛法の制定が必要となる。同様に、航空交通路を保護するための活動根拠として、現状の法執行措置としての対領空侵犯措置では対処困難となった場合に備え、新たな自衛隊任務として航空警備行動（仮称）の制定、あるいは対領侵強制措置の設定が必要となる。この種の措置は、潜航潜水艦の領海侵犯対処としての浮上強制措置等の設定としても必要となる。

一方、周辺事態安全確保法の実効性を担保するためには、同法に言う「後方地域」の解釈のより現実的な変更、「集団的自衛権等解釈」の変更があった場合における米軍への支援活動の追加（弾薬・燃料等の直接補給）が必要となる。また、船舶検査活動の実効性担保のため、船舶検査活動法を改訂し、強制性の付与、周辺事態のみならず PSI などへの応用といった点も考慮される必要がある。さらには、北朝鮮などの出方によるが、仮に事態が収束して、同国からの要請があった場合の対応として、国際緊急援助隊法や PKO 法の改正により、対応することも視野に入れるべきであろう。

政策面については、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を標榜し、地域や世界の平和を創造、維持するために積極的に貢献する国家として、名実ともに脱皮を図るため、わが国の国家基本政策を変換して、後述するように「集団的自衛権等解釈」の検討を幅広く進め、さらに「専守防衛」政策を撤廃して、「能動防衛」または「総合防衛」への転換を図り、国際社会に不要な誤解を与えないようにその意図を内外に宣明すべきである。そのためには、安倍政権が進めている国家安全保障の最上位文書となる「国家安全保障戦略」や改訂される「日米防衛協力指針」などに、この点を明記すべきである。その上で、後述する「日米同盟戦略」や「国家防衛戦略」の策定を考慮していくべきである。

実行面では、既に今まで述べてきたとおり、JNSC の国家安全保障・防衛の司令塔としての機能全幅発揮、核兵器開発や弾道・巡航ミサイルの開発、製造、保管、運搬、弾頭化技術、実戦化へのプロセス運用ドクトリンなどに関する知見の保有（自衛隊、JNSC）、ISR の強化（監視衛星、UAV、HUMINT：自衛隊、JNSC など）、弾道ミサイルを含む飽和攻撃や同時複数個所攻撃などへの対応能力強化（自衛隊）、自衛官の法執行権限の強化（法務自衛官に司法警察官としての権限を付与）、船舶検査活動の能力向上（警察・税関・海保・海自の連携・検査能力強化）などが必要となる。さらに、国民保護法に基づく地域住民への緊急時対処要領の普及、必要な対策の整備、避難してきた邦人・外国人・難民の第 1 次受け入れ拠点の整備（対馬など）といった喫緊の課題への緊急の検討が必要となる。

（2）外国との関係

外国との関係に関しては、日本自身による「集団的自衛権等解釈」、日米安保体制、日韓関係、5 者協議、日朝関係、その他の国との関係についての課題を検討する。

先ずは「集団的自衛権等解釈」の問題となる。2013 年 9 月に再興された安保法制懇の会合において、検討対象とする類型を限定せず、集団的自衛権の行使や集団安全保障に関する広範な検討に加えて、個別的自衛権の発動に関する見直し（部隊の自衛権やマイナー自

衛権）も行ない、邦人救出のための戦闘地域への自衛隊派遣、サイバー攻撃への対応などを、新たに検討課題とする方針を打ち出した。また、安保法制懇は、10月の会合で、現行の憲法解釈では支障が出る恐れがある事例として、①周辺事態での対米艦攻撃の排除、②遠隔の海上交通路での機雷除去、③米国を攻撃する国家に武器供給する国の船舶臨検、④国連決定に基づく多国籍軍参加、⑤領海内潜航潜水艦への対処、の5事例を挙げ、憲法解釈を見直すべき検討課題として示している。

日米同盟体制に関しては、上記のとおり「集団的自衛権等解釈」の変更がなされ、一定の条件付きにせよ、本シナリオに対しても憲法解釈の変更が適用される場合には、解釈変更に伴う措置が、可及的速やかに既存の日米同盟体制にも適用されなければならない。その意味では、2014年末の改定を目指して、現在、日米外務・防衛当局が協議中の日米防衛協力指針の改訂は時宜を得たものと言えようが、仮にその改訂作業以前に、ここで想定するような事態が発生した場合における対策として、政策面のみの変更で可能となる事項、自衛隊法や周辺事態法など法制面の変更が必要となる事項などを予め仕分けし、事態発生があった場合に緊急措置が行なえるよう準備しておく必要がある。

また、「国家安全保障戦略」の策定を契機として「日米同盟戦略」の策定を行なうべきである。このためには、前述の「日米防衛協力指針」の改訂に際し、「平素から行う協力」のなかで、第1に「日米同盟戦略」の策定や更新のための継続共同作業を明確に規定すべきである。「日米同盟戦略」という文書が、今まで存在していなかったこと自体が問題であるが、現実の策定作業には膨大なエネルギーを必要とすることや、わが国において集団的自衛権の不行使の憲法解釈や「国家安全保障戦略」が欠如していたことを考えれば、ある意味で当然の結果とも言える。今般、安倍政権により「集団的自衛権等解釈」の見直しが明らかにされるとともに、JNSCが設置され、「国家安全保障戦略」が示されることにより、初めて「日米同盟戦略」の策定が可能となったとも言える。

次に、本シナリオへの対策を含め、平素からのより緊密な共同防衛体制の構築を目指すべきである。そのためには、現行の「ガイドライン」で設置された2つのメカニズムを活性化すべきである。包括的なメカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画や相互協力計画についての検討などの共同作業を行なうものであり、調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行なうそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。その上で、緊密な政策協議を制度化し、日米相互の多層的かつ定常的な幕僚交換や24時間態勢の日米防衛共同調整所の設置（常設）などを進め、現行の共同作戦計画や相互協力計画の改訂や、内容の充実などを図るべきである。

日韓関係に関しては、現下の政治的関係を考慮すると、本シナリオへの対応は極めて困難と言わざるを得ない。張成沢処刑の影響が日韓関係の好転に繋がる可能性は無いとは言えないが、今後の北朝鮮や韓国の出方次第となろう。日本としては、韓国との政治問題は棚上げにして、両国に共通する喫緊の安全保障課題として本シナリオを捉えるよう韓国側に促し、実務優先により北朝鮮事態に特定した軍事・人道協力合意への努力を進める必要がある。同時に、日韓共通の同盟国である米国とは、緊密な協議を重ねて共同歩調をとることが重要であり、一方、日中関係の回復と日ロ関係の進展を図り、中国やロシアも巻き込んだ形で5者協議を進めていく必要がある。

日朝関係については、可能な限り、日本独自、日韓、日米の対朝情報収集体制を強化する一方、日朝関係のパイプ作りを作為して、拉致問題を含め対応すべきである。

その他の国との関係においては、まずは、JNSC を中心として国連朝鮮軍派遣国との実務的軍事協力（緊急時 ACSA、包括合意など）に関する対応方針を事前にまとめ、事態の進展に応じて何時でも対応できる体制をとっておく必要がある。また、PSI の実効性を確保するため、アジア太平洋、インド洋、オセアニアなどで、共通の価値観を有する海洋国家との、日米を主軸とした広域の海洋安全保障協盟（Maritime Security Coalition）による、有志連合的な協力活動を推進し、武器等の禁輸への実効性を確保すべきである。

＜シナリオ3＞ 核開発問題をめぐる外交面での対応（不拡散外交）

阪田 恭代

シナリオ3では、北朝鮮の各種事態（シナリオ1参照）のなかで核開発問題に焦点をあて、今後1-3年間（短期）を視野に、北朝鮮の対外行動（核外交）とそれに対する外交面での対応をとりあげる。効果的な外交を展開するためには防衛面での対応と備え（抑止と対処。シナリオ2参照）が前提となる。ここで扱う外交面での対応とは、日米韓をはじめとする6者協議関係国（中国・ロシア）との連携をベースにした不拡散外交を中心に、北朝鮮の核開発問題に対して日本がとり得る対応と課題について検討する。

1. 【状況】北朝鮮の対外行動：金正恩政権の核外交—「第三次」核外交・対米外交が焦点に

北朝鮮金正恩政権は、体制を守るために、「経済建設と核武力建設」の「並進」路線（2013年3月、党中央委員会決定）、即ち、核武力（核保有）を備えた軍事力の強化と停滞する経済の再建を模索するという、2つの路線を並行して追求していく（シナリオ1参照）。そのなかで、今後1—3年（2014—16年）において、北朝鮮が核外交（nuclear diplomacy）を進めるとしたら、どのように展開してくるであろうか。北朝鮮は「核カード」を再び切ってくるのかどうか。「核カード」を切るとしたらどのようなカードになるのであろうか。北朝鮮はいままで金日成から金正日時代にかけての核外交（1993—94年、第1次核危機；1994—2002年、米朝枠組み合意）、金正日時代の核外交（2002—03年、第2次核危機；2003—08年、6者協議交渉と合意）を進め、瀬戸際戦術で危機をつくり、核カードを切り、周辺国との合意（＝取引：deal）をしてきたが、金正恩時代の核外交はどのような展開があり得るのだろうか¹。

2011年12月、金正日死去後、金正恩体制は発足したが、2012年から2013年にかけて、核外交のための地ならしをし始めている。休戦ラインを中心に緊張を高めた後、対話路線に切り替え、米朝協議を試みてきたが、いまのところ失敗している。並行して、寧辺核施設の再編と再稼動を精力的に進めている。それらは本シナリオの対象となる今後1—3年（2014—16年）の「布石」と捉えることもできる。であれば、今後1—3年以内に、北朝鮮が再び瀬戸際戦術と対話攻勢による「核外交」をしかけてくる可能性はあり、周辺国としては注視しておく必要がある。

（1）2012—13年の動き：次の段階への布石

まず、2012—13年の動きを振り返ると次の通りである。金正日死去直後、金正恩後継体制発足後の2012年（閏（うるう）年2月29日、米朝協議（北京）の結果、合意がまとまった。以下、「米朝うるう合意」）。米国が北朝鮮に24万トンの栄養支援を提供する代わりに、北朝鮮は核実験、長距離ミサイル発射、ウラン濃縮を含む寧辺核施設の活動の凍結、国際原子力機関（IAEA）検証・監視団の受け入れで合意した²。その他、米朝民間交流（文化、教育、スポーツ等）の拡大への準備など、さまざまな関係改善措置についても触れている。しかし、4月13日、金日成生誕100周年、そして金正恩政権の正式発足にあわせて、

北朝鮮は人工衛星「光明星3号」（運搬ロケット「銀河3」）の打ち上げを行なったがそれは事実上、テポドン2 ミサイル発射実験であり、米朝合意は事実上棚上げとなった。打ち上げは失敗に終わったが、その8ヵ月後、同年12月12日、人工衛星「光明星3号」（運搬ロケット銀河3）を再度試み、打ち上げに成功し、米本土を射程に入れ得る長距離弾道ミサイル（ICBM）能力を示した³。翌年2月に北朝鮮は第3回核実験に成功し、核爆弾の「小型化、強力化」に成功したとし、核ミサイルの完成に向けて前進していることをみせつけた。一連のミサイルならびに核実験に対して、国連安保理制裁決議2087（2013年1月22日）と安保理制裁決議2094（2013年3月7日）が採択され、北朝鮮の核・ミサイル関連物質の規制が強化され、船舶貨物検査、金融制裁が国連加盟国に初めて「義務」づけられた。

北朝鮮は対米抑止力を強化しながら、より強い立場で新たな交渉に臨もうとしている。実際に、一連の挑発行為を終えた後、2013年6—8月ごろから金正恩政権は対話路線へ転じ始めていた。金正恩政権は当初、「6者会談の9.19声明は死滅した」、「非核化を議論する対話はない」（2013年1月22日外務省声明）とし、6者協議と非核化を完全に否定し、強硬な態度をとった。しかし、5—6月頃、中国の説得と圧力を背景に、北朝鮮は米朝協議、6者協議に対して柔軟な姿勢をとり始めた。5月初めに中国当局は、中国銀行の朝鮮貿易銀行との取引停止等、制裁措置の引き締めを行なった⁴。同時に、5月下旬、金正恩の特使として派遣された崔竜海（朝鮮人民軍総政治局長）は習近平主席と会談し、中国の説得に応じて、北朝鮮側は非核化に向けての「6者会談などの対話と協議」について言及した。米中首脳会談（6月初旬、パームスプリングス）での朝鮮半島の「非核化」合意も影響していると考えられるが、6月半ば、国防委員会が「重大談話」を発表し、「前提なし」の米朝高位級会談開催を提案し、また、「朝鮮半島の非核化」を金日成主席と金正日総書記の遺訓であるとし、「非核化」を目標とするという従来の主張に回帰した。これによって米朝対話に必要な条件のひとつを整えた。同月末には金桂冠第1外務次官が訪中し、朝中「戦略対話」を行ない、以後、6者協議再開のための中朝協議を進めていった⁵。その結果が9月18日の北京で行なわれた6者協議10周年シンポジウム（トラック1.5）であった。日米韓の交渉当事者は出席を見送ったが、金桂冠次官は出席し、国防委員会「重大談話」の立場を再確認し、「非核化」のための6者協議ならびに9.19共同声明の支持を表明した⁶。それを後押しするように、9月20日、中国の王毅外相は訪米中のワシントン市内講演で、北朝鮮の核放棄を明記した2005年9月の6者協議共同声明とウラン濃縮一時停止などを受け入れた2012年2月の米朝合意に「北朝鮮が復帰する用意がある」と明言した⁷。

その直後、9月末から10月初めにかけて、北朝鮮外務当局者はベルリンとロンドンに向かい、国際セミナーに参加し、米朝非公式協議が行なわれた⁸。米側参加者によれば、米朝非公式協議の目的は米朝と6者協議を再開させる方法を探ることであり、北朝鮮側は、核実験と長距離弾道ミサイル打ち上げの凍結（モラトリアム）と、非核化の公約を含む2005年の6者協議合意の再確認に応じる姿勢を示していたという⁹。それは、事実上、「米朝うるう合意」を再確認する内容であった。日米韓は北朝鮮が非核化に向けて先に行動をとることを協議再開の条件としているが、北朝鮮は「前提条件なし」の協議を求めている。ただし、一連の米朝非公式協議では、米朝が6者協議が再開されれば、北朝鮮の核開発計画を議題にし、核実験とミサイル発射の凍結という信頼醸成措置が早期に得られると北朝鮮は米側参加者に示していた。一連の中朝・米朝接触の後、10—11月にかけて、米中両国（グ

リン・デービス・北朝鮮政策特別代表、武大偉・朝鮮半島問題特別代表）は6者協議再開に向けて協議を続けている。中国側は仲裁案を米側と相談し、北朝鮮に核実験や長距離弾道ミサイル発射の一時停止などを北側に受け入れさせることを条件に、対話再開を模索していると伝えられている¹⁰。しかし、米（米日韓）側は北朝鮮が対話再開のためには北朝鮮が先に非核化に向けた行動を示すことを求めており、米朝間の溝はまだ埋まっていない。北朝鮮は、中朝・米朝と協議を進めながら、日朝接触（5月、飯島勲特使訪朝受け入れ）、南北協議（開城工業団地、7月）も再開し、周辺国とのチャンネルも構築しつつある。

以上の通り、北朝鮮は対話路線（「平和攻勢」）へ転換し、米朝・6者協議再開の条件を探るとともに、米側に圧力をかけるために核施設の再稼動も進めている。シナリオ1にある通り、北朝鮮は2013年4月初めに核施設再稼動を表明した。ウラン濃縮工場をはじめとする寧辺の全ての核施設、（2007年10月の米朝合意で無力化した）5メガワット（MW）級実験用原子炉（黒鉛減速炉）の再稼動が含まれる。8月末、米ジョンズホプキンス大学高等国際問題研究所の研究グループ「38ノース」が衛星写真の分析で、5MW級原子炉が再稼動している可能性が高いと発表した¹¹。さらに12月初め、米科学国際安全保障研究所（ISIS）は5MW級原子炉の燃料棒の追加製造に着手した可能性があるという分析を発表した¹²。

最後に、2013年末、北朝鮮の核問題に影響する重要な動きとして、中東情勢、とくにシリアとイランについてとりあげる。シリアとイランは、北朝鮮の核・ミサイル「闇の市場」協力国と指摘されている国々であるが¹³、シリア問題への国連介入（OPCW化学兵器査察・廃棄、9月末）とイランの核合意（P5+1、11月末）により、北朝鮮とイラン・シリアの協力が従来より困難になることは予想される。またイラン核合意は北朝鮮（ならびに仲介役である中国）にとっても米国の考えを探る上で「参考」になるであろう。とくに、イラン合意は、ウラン濃縮プログラムをめぐる核合意、即ち不拡散の例として参考になる。もともと、北朝鮮はイランと異なり、NPTから脱退し、かつ核保有を公式に宣言しているため、条件は異なる。保有している核施設も異なる。イランと北朝鮮の経済状況も異なるため、経済制裁の効果も同じではない。

イラン核合意（ジュネーブ合意、11月24日）は初期段階（第1段階）の合意である。初期目標達成までに6ヵ月という期間が設定されているが、双方の合意により、期間延長が可能である¹⁴。国際原子力機関（IAEA）と共にイラン・6ヵ国の監視・検証「合同委員会」を設置し、それから「6ヵ月」の期間が始まる。イランと6者〔P5+1: 米英中ロ仏（安保理常任理事5ヵ国）+独〕の合意のポイントは次の通りである。イラン核合意は、1994年の米朝合意の「枠組み合意」（framework agreement）の形式をとり、2005—08年の6者協議合意のように「包括的解決」に向けての交渉をしながら、合意措置の「段階的实施」（phased implementation）の手順を踏んでいる。「第1段階（first phase）」（6ヵ月間）のポイントは、イランのウラン濃縮を規制し、IAEA等の強力な査察体制をかけ（核施設への日常的立ち入りと監視カメラ設置、イランの軍事施設の核開発疑惑解明も含む）、それに対して、P1+5は対イラン経済制裁を一時的かつ限定的に解除する。イランのウラン濃縮の権利（核不拡散条約第4条、原子力の平和利用）については、とりあえず米側の言う双方の「合意」の上、平和利用（電力）の低濃縮ウランは一定期間認められた形となる¹⁵。一方、6ヵ月間は新たな制裁はかけず、部分的に制裁は緩和されるが、「核心的（コア）」な制裁（石油と金融）に関する制裁は基本的に維持された¹⁶。「第1段階」終了後に、包括的解決の合意をま

とめ、イランの原子力平和利用と濃縮ウラン計画をどこまで縮小し、経済制裁をどこまで解除するかなど、難題への答えを出さなければならない¹⁷。

（2）今後1—3年（2014—16年）の動き：多様化する「寧辺カード」

では、今後1—3年（2014—16年）で、北朝鮮はどのような動きをみせる可能性があるのだろうか。2013年12月の張成沢失脚により、金正恩政権は、対外的にはまず、ポスト張成沢の対中関係（中朝関係）を立て直してから、対米関係、米朝関係に集中するであろう。そのときに核外交の次の段階が展開される可能性はある。

2013年後半にかけて米朝協議・6者協議再開のための条件が探られたが、米朝の溝はまだ埋められていない。対話再開ができないと判断すれば、北朝鮮は再び、核カードを利用した瀬戸際外交をしかけ、米側に揺さぶりをかけてくるであろう。それは寧辺核施設の再稼動というカード（「寧辺カード」）によってしかけてくるであろう。北朝鮮が核実験、「人工衛星」発射（事実上の長距離ミサイル）実験を行なっても、「脅し」には報償を与えないという教訓からオバマ政権は「戦略的忍耐（strategic patience）」を貫いてきた。北朝鮮が核実験やミサイル発射実験を再び行なえば、米側は日米韓をはじめとする6者協議関係国と連携して、国連制裁決議を強化し、制裁実施を徹底するよう中国への圧力をさらに強めていくであろう。北朝鮮が核実験（第4回）やミサイル発射実験を行なうとしたら、それは第一義的に核・ミサイル能力を向上し、対米抑止力（自衛力）とともに、対米交渉上の戦略的な立場を強化するためである。他方、米国を交渉に引き出すためには、1993—94年の第1次核危機のように、「寧辺」再稼動カードを使うであろう。それはどのような形で、いつごろ展開される可能性があるのか。

金正恩政権の核外交は、金日成ならびに金正日時代と共通する部分と異なる部分がある。「核と経済建設」の並進路線は3代続いて継承されているが、共通する部分は、核開発は国家・国防戦略の重要な柱の一部であるため、（秘密施設を含む）核計画の核心部分は維持しながら、対外交渉では瀬戸際外交を展開し、（経済建設を考慮して）米側からの見返りに対して、核計画の一部（ショーケースとなっている寧辺施設の一部）を凍結、解体するなど、一部を切り売りする「サラミ戦術」を使ってくるであろう。異なる部分、即ち、第1次核危機（1994—2002年、米朝枠組み合意）と第2次核危機（2005—08年、6者協議合意）と異なる点は次の通りである。

第1に、北朝鮮の核保有国ステータスである。第1次核外交（金日成から金正日時代）では北朝鮮は「非核保有国」ステータスを維持していたが、第2次核外交（金正日時代）は「非核保有国」と「核保有国」との間の曖昧な立場であった。2005年に北朝鮮は対外的に核保有宣言を行ない、翌年に初の核実験を実施しているが、6者協議では曖昧なステータスのまま合意が進められた。金正恩政権は発足当初から「核保有国」という立場を明確に表明し、固めてきた。従来と異なり、核保有国の地位を対外的のみならず国内的に公式に固め（改憲等）、核ドクトリンの原型に近い法律も制定した（シナリオ1参照）。したがって、金正恩政権は「核保有国」の立場から核交渉に臨むことは確かであるが、2013年の米朝・中朝接触をみる限り、核合意を目指すために「将来の非核化」という目標は認め、柔軟なスタンスをとっている。ただし、イランと異なり、NPTから脱退しながら、核保有国の地位を主張している国であり、原子力の「平和利用」の権利をどう定めるかについては

厄介な議論となる。

第2の異なる点、即ち新しいファクターは、「寧辺カード」即ち寧辺核施設計画の内容である。北朝鮮の核計画は「多様化」している（シナリオ1参照）。従来のプルトニウム型計画に加え、曖昧であったウラン濃縮計画も名実ともに北朝鮮の核計画に位置づけられたのである。2008年末、6者協議が中断された後、北朝鮮は第2次核合意（2007—08年）で受け入れていたIAEA査察官らを09年4月頃に追放し、一時停止していた寧辺施設の再稼動を含め、核施設計画の再編に取り組み始めた¹⁸。2013年4月2日、金正恩政権は先代の方針を継承し、経済建設と核開発の「並進」路線に基づき、寧辺核施設の「調節、変更」を進めていくと表明している。寧辺施設の再編・再稼動のポイントは、主に次の3点である。

①北朝鮮はウラン濃縮計画を公式に認め、濃縮施設を対外的に公表している。2002年10月に北朝鮮のウラン濃縮の疑いがあることを米ブッシュ政権が指摘したが、北朝鮮は公式に認めなかった。しかし、（第2回核実験に対する国連安保理制裁決議に対抗する形で）09年6月に北朝鮮はウラン濃縮（低濃縮）を開始することを表明し、翌年10月、ジークフリード・ヘッカー博士ら米専門家らを招き、初めて寧辺の新たなウラン濃縮施設を公開した¹⁹。09年4月、核燃料製造施設跡に同施設建設に着手し、視察当時、約2000基の新型（パキスタン2=P2型）遠心分離機が稼動中であったとされている。同施設は（後述する新軽水炉の燃料となる）低濃縮ウラン（3.5%前後）の製造を目的としたものであると北朝鮮側は伝え、技術的にもそのような施設のようなものであるが、兵器級の高濃縮ウランを製造できる可能性も排除できない。米ISIS研究所によると、2013年8月の時点で寧辺ウラン濃縮施設が約2倍の広さに拡張した可能性があるが、例えば遠心分離機が4000基に増えた場合、高濃縮ウランの製造能力は年間（推計）8—34キログラム（kg）から同16—68kgに倍増し、一部は低濃縮ウラン製造に回されると分析している²⁰。

②プルトニウム計画については、新たに実験用軽水炉（Experimental Light Water Reactor: ELWR）の建設に着手している。上述のヘッカーら米専門家訪問団（2010年10月）にウラン濃縮施設とともにELWRの建設予定地が案内された。08年に米朝合意で爆破された冷却炉跡地に建設中であり、北朝鮮によれば、2010年7月から建設が開始され、2012年の稼動を目指しているとされた²¹。米専門家らの最近の分析によれば、ELWRの施設自体は未完成で、またウラン燃料の供給ならびに周辺燃料製造施設の状況により稼動開始時期が左右されるが、現時点（2013年12月現在）では2015年末か2016年に稼動が可能になると推定されている²²。ELWRは25—30MW級原子炉で、北朝鮮側は低濃縮ウラン（3.5%）を燃料とする民需発電用施設であると説明した²³。米専門家によれば、軽水炉は一般的に兵器級プルトニウムの製造は困難であるが、炉心の設計によっては兵器級プルトニウムの製造も容易になるので、軍需転用も懸念される²⁴。

③プルトニウム計画については、上述した通り、寧辺の5MW級実験用原子炉（黒鉛減速炉）の再稼動にも着手している。同施設は2007年に米朝合意により施設を停止していたが、上述の通り、2013年半ばに試運転が開始されている。フル稼働（プルトニウム製造）できるかどうかは新しい燃料棒の供給状況による。2013年12月、5MW級原子炉に燃料を供給する周辺の核燃料製造施設が再開されたという兆候もあり、燃料棒製造に向けて作業が進められているとみられている²⁵。

以上の通り、09年以来、北朝鮮は、核開発とともに核外交の新たなラウンドに向けて核

計画を進めてきた。それは、プルトニウムと濃縮ウランのダブルトラックで、新軽水炉建設によりプルトニウムと濃縮ウランを結合させるような複合的な計画に進化しつつある。それを継承した金正恩政権が、2013年に入り寧辺施設の再稼働を開始し、米専門家の分析によれば2014年から2016年にかけて、フル稼働に至る可能性もあると言われる。

シナリオ1でも指摘されている通り、米ISIS専門家の分析報告では、北朝鮮が2011年末までに核兵器0—11個分の兵器級ウラン、核兵器6—18個分のプルトニウムをそれぞれ保有しているという仮定の下で3つの事例が検討されている²⁶。第1の事例（民需用軽水炉）は、北朝鮮が兵器級プルトニウムは製造せず、寧辺に建設中の実験用軽水炉に供給するための低濃縮ウランを製造するというものである。この場合、2016年末までに核兵器14—34個分の核物質製造が可能になる。第2の事例（軍需用軽水炉）は、北朝鮮が低濃縮ウランおよび兵器級ウランの製造に加え、実験用軽水炉で兵器級プルトニウムを製造するというものである。この場合、2016年末までに、核兵器28—48個分の核物質が増大する（そのほとんどは2015—16年に製造）。第3の事例（兵器級ウランに限定）は、低濃縮ウランの軽水炉への供給はなく、兵器級ウランのみ追求するというものである。この場合、核兵器21—37個分の核物質製造が可能になる。結論として、北朝鮮は2016年までに合計で核兵器14—48個分に相当する核物質を新たに製造できるようになる。第1ないしは第2の事例に現実味があるとみられているが、程度の差こそあれ、北朝鮮の核物質製造能力が今後数年以内に増大するというシナリオである。

以上の通り、「寧辺カード」は多様化し、北朝鮮にとって切り売りする核カードは増えている。金正恩政権が核外交を展開する場合、「取引」する前に、寧辺施設を稼働し、核物質の製造と備蓄に注力するであろう。その後に、取引材料として、5MW級原子炉（黒鉛減速炉）と濃縮ウラン施設の一時停止、（進展状況にもよるが）軽水炉建設の中止などを俎上に載せるかもしれない。他に秘密施設・軍事施設の問題はあるが、それは温存し、交渉の対象としないであろう（イラン核合意では軍事施設疑惑解明も対象となったが）。しかし、寧辺施設は整備・稼働が予定通り、円滑に進む訳ではない。北朝鮮は国際的な制裁網をかいぐりながら、外国から技術・物資を導入しなければならないという制約がある。核技術協力国と目されるイラン、シリアの状況も影響する。イラン核合意が進展していれば、核協力は従来に比べて規制が厳しくなる。イラン核合意が破綻していれば、その逆である。また、技術的な問題も存在する。北朝鮮は古い施設の再稼働、軽水炉という新技術に取り組む。核施設（原発）の安全性もより真剣に考慮しなければならない。

最後に、核外交を考える際に、経済ファクターも考慮する必要がある。ここでは具体的な議論は行なわないが、金正恩政権の対米交渉（核交渉）においてどの程度経済ファクターが影響するかの分析も必要である。第1次核危機の米朝枠組み合意（1995年）のときは前例のない飢饉と水害に見舞われ、経済ファクターも影響したと考えられる。第2次に続き、第3次核外交を展開する金正恩政権にとって、政権発足3年目以降となるが、対外的な経済圧力（金融制裁等）とインセンティブ（制裁緩和、食糧支援、エネルギー支援など）がどのように影響するか。中朝、ロ朝や開城工業団地など南北経済協力事業の進展状況も核交渉に影響してくるであろう（*経済ファクターについては第2部9章を参照されたい。）

2. 【対応】周辺国の対応（日米韓を中心に）：国連安保理決議 2094 と 6 者協議

以上の通り、今後1—3年以内に北朝鮮は新たな核外交（第3次核外交）を展開するシナリオが予想される。新たな「寧辺カード」（ウラン濃縮とプルトニウム）に周辺国はどのような対応をとるのか。ここでは日米韓を中心とする6者協議関係国ならびに国連との連携を中心に政策オプションを検討する。

（1）北朝鮮核計画の不確実性と総合的な対応の必要性（防衛・制裁・交渉）

北朝鮮の核開発問題への対応は極めて難しい。北朝鮮は閉鎖的な体制であり、核不拡散条約（NPT）からも脱退（宣言）し、IAEAの査察・監視が不十分なままである。北朝鮮の核計画の全容が分からないままのなかでの対応となる。第1次核危機から現在に至るまで基本的な構図は変わっていない²⁷。北朝鮮の核計画については、過去についても不明な点は多いままであるが、米専門家らが指摘する通り、現在の核計画についても、新たな要素となる濃縮ウラン施設（遠心分離施設）と軽水炉（建設中）について、例えば、寧辺以外の濃縮ウラン施設の有無、遠心分離施設の規模と稼働率、軽水炉（LWR）稼動に必要な低濃縮ウラン製造能力、軽水炉の炉心設計、LWRによる兵器級プルトニウム製造の可能性など、できる限り情報を収集することに努める必要がある²⁸。

言うまでもなく北朝鮮の核・ミサイル計画は、日米韓にとってとくに切実な問題である。米韓とともに日本も北朝鮮の核・ミサイル攻撃の対象とされている。2013年3月、米韓合同演習が展開されるなか、北朝鮮の労働新聞は、米国が核戦争を始めれば、米本土とともに「米帝（米国）に土地を丸ごと差し出し、再侵略を狙う日本も決して例外ではない」とし、日本も核攻撃の対象に含まれると宣言した²⁹。また「横須賀、三沢、沖縄、グアムはもちろんわれわれの射撃圏内にある」とし、初めて日本国内の具体的な地名も挙げて、在日米軍基地も攻撃対象となることを表明した³⁰。

このような不確実な情勢のなかで日米韓は、北朝鮮の核・ミサイル計画に関する情報収集を徹底しながら、防衛（抑止と対処）の対応手段を整え、6者協議国（中国とロシア）ならびに国際社会と連携して、制裁、阻止、規制を強化するとともに、北朝鮮との対話（交渉）を進め、防衛とともに圧力（規制）と対話の外交オプションを総動員して、総合的な対応を取らざるを得ない。北朝鮮に対する防衛（抑止と対処）についてはシナリオ1とシナリオ2で扱われている。ここ（シナリオ3）では、主に外交手段、とくに不拡散外交と軍備規制の観点から日米韓が取り組むべき政策オプションに焦点をあてる。

（2）制裁・輸出規制・PSI：国連制裁網と各国規制の強化

北朝鮮の核・ミサイル計画を規制し、阻止するために制裁は重要な手段であり、同計画の予防、遅延、阻止において限定的な効果はある³¹。

2006年以来、北朝鮮が（ミサイル発射実験とともに）核実験を行なう度に、国連安保理決議が全会一致で採択され、北朝鮮に対する国際制裁網は強化されてきた。イランに対する大量破壊兵器不拡散関連決議と連動しながら、対北朝鮮制裁決議は強化されてきた。北朝鮮の核実験に対しては、国連安保理決議 1718（2006年10月）、安保理決議 1874（2009年6月）、安保理決議 2094（2013年3月）が全会一致で採択され、北朝鮮制裁委員会の下、核・ミサイル関連取引ならびに関係者に特定した「スマート・サンクション（smart sanctions）」

が実施され、武器禁輸、資産凍結、渡航禁止、奢侈品禁輸等、制裁対象ならびに手段が拡大されてきた³²。また、09年8月、安保理決議1874に基づき北朝鮮制裁委員会に助言する専門家パネルが設置され、制裁実施に関する情報収集、審査、分析を通して、実施状況の改善に向けて報告・提言を提出してきた³³。対北朝鮮制裁決議の採択と強化ならびに専門家パネルの設置拡充などは、日本政府が主導して行なってきた取り組みである。

今後1—3年以内の事態に対応するためには、国連安保理決議2094（2013年3月）の実施効果を高めていくことが課題となる。その関連でとくに2点を挙げる。第1に、国連安保理決議2094では、貨物船舶の検査、核・ミサイル開発関連の金融取引凍結を国連加盟国に対して「要請」から「義務」へと格上げした³⁴。貨物船舶検査、金融取引凍結が義務化された現在、制裁実施のための国連加盟国の協力がさらに重要になる。国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書（2013年6月）は、制裁は北朝鮮の核・ミサイル開発を止めることはできていないが、「大幅に遅延」する効果があったと判断しているが、国連加盟国による制裁の「不均衡な実施（uneven implementation）」によって、北朝鮮が不当に利用できる抜け道が生じていることを警告している³⁵。制裁効果を高めていくためには、安保理常任理事国であり、6者協議議長国でもある中国の協力は不可欠である。中国は2006年以来、対北朝鮮経済制裁決議を支持するようになったが、制裁実施、輸出規制の取り組みはまだ不十分であると専門家らに指摘されている³⁶。輸出規制法制、実施体制が不十分な発展途上国等へのアウトリーチ活動の必要性も指摘される。さらに、貨物検査・阻止については、大量破壊兵器の「拡散に対する安全保障構想（PSI）」を通して、海上のみならず陸上、航空における阻止訓練のさらなる強化も図っていく必要がある。日本がPSI海上阻止訓練（2004年、2007年）に続き、航空阻止訓練（2012年7月、北海道）を主催したことは対北朝鮮制裁決議の実効性をあげることに貢献している。今後もアウトリーチ活動などを通してPSIへの協力網を広げていくことが重要である。

第2に、国連安保理決議2094のもうひとつのポイントは、北朝鮮のウラン濃縮活動に言及したことである。同決議では「ウラン濃縮を含む、北朝鮮が実施しているすべての核活動を非難」した。北朝鮮はウラン濃縮の疑いはかけられてきたが、2010年に北朝鮮がアメリカ専門家らにウラン濃縮施設を「公開」して以来、国連でも公式にとりあげられてきた³⁷。安保理決議2094で直接言及されることにより規制を強化する根拠ができ、今後、ウラン濃縮関連活動に対する規制も強化されていくであろう。その関連で、ウラン濃縮（遠心分離施設）の取引の規制や遅延については対イラン不拡散対策の例が参考になる³⁸。また、ここでも中国の問題が指摘されている。北朝鮮の遠心分離機器関連の闇取引にとって中国が「重要なプラットフォーム」となっていると米専門家らは指摘する³⁹。とくに良質素材など、ハイテク企業（先進国）との取引が必要になり、中国民間企業が中継点となっていることが問題視されている。今後、数年以内、北朝鮮のウラン濃縮施設の拡大を阻止ないしは遅延するために、中国政府のさらなる協力を含む、国際規制網の強化がいっそう重要性を増してくる。

以上の通り、制裁は北朝鮮の核・ミサイル開発を規制するために必要な措置である。また、制裁・規制体制の実効性が高まれば、外交交渉（対話再開）のための「圧力」、そして（制裁緩和は外交取引のための）「誘因」として効果を発揮する。以下、対話・交渉のセクションにおいて、制裁緩和についても言及する。

（3）対話・交渉：6者協議再開？「第3次核合意」？

不拡散のためには制裁に加えて対話・交渉によって規制する方法もある。一連の国連安保理決議でも北朝鮮核開発問題の平和的解決かつ包括的解決、そのための北東アジアの6者協議が支持されている。国連安保理決議2094では「6者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、すべての参加者に対して、朝鮮半島の検証可能な非核化を平和的な方法で達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明の完全かつ迅速な実施に向けた努力を強化することを要請する」と記されている。

では、いつ6者協議は再開されるのか。それは関係各国の意思にかかっている。上述したように、金正恩政権は、一旦まとめた米朝合意（うるう合意）を「破棄」し、より有利な条件を引き出すために、2012年から2013年にかけて新たな「寧辺カード」（ウラン濃縮、軽水炉建設、5MW級原子炉再稼動）を準備してきた。2014年から2016年にかけて、金正恩政権は新たな「寧辺カード」を使って核外交をしかけてくる可能性がある。第1次（1993—94年）、第2次（2002—03年／2006—08年）に次ぐ第3次核外交のシナリオである。それゆえに、いままで以上に、日米韓をはじめとする6者協議国（中国、ロシア）は北朝鮮の核外交に備えておく必要がある。日米韓にとって、条件があわなければ、6者協議再開に応じないというオプション（選択肢）もあるが、その場合、北朝鮮による核物質増産というリスクをかかえながら、防衛と制裁のみに頼らざるを得ない状況になる。他方、条件があれば、6者協議再開に応じるというオプションもある。2003—08年の6者協議が第1ラウンド（第1次6者協議）だとすれば、次の6者協議は第2ラウンド（第2次6者協議）にあたる。日米韓は、中国とロシアと協議しながら、交渉によって得られるベネフィット（核・ミサイル実験凍結、核施設・物質規制）とコスト（経済制裁緩和等）の両方を考慮して、戦略を練る必要がある。その際、北朝鮮との第1次（1995—2003年）ならびに第2次（2005—08年）核合意とともに、イラン核合意（2013年）も参考になる。

6者協議を再開する場合、北朝鮮核開発問題の大きな流れで言えば、第1次、第2次に次ぐ「第3次核合意」をまとめることが目的となる。金正恩政権を相手に、「非核化」、即ち北朝鮮の核（ならびにミサイル）計画を規制（ひいては廃棄）する代わりに、経済・エネルギー「協力」、朝鮮半島の平和の条件をどのように整えるかという包括的合意を目指すことが目標となる。では、「第3次核合意」をまとめるとすれば、何がポイントになるのか。その関連で、以下3点について指摘する。

第1に、北朝鮮の非核化ならびに包括合意に向けての基本原則は、2005年9月19日の6者協議共同声明と2012年2月29日の米朝合意（以下、「米朝うるう合意」）に基づくものとなる⁴⁰。まずその関連で大事な点は「非核化」という基本的な共通目標を確認することである。2013年後半、米中の非公式協議ならびに説得の結果、北朝鮮は6者協議復帰ならびに6者協議の基本原則となる「非核化」の目標を再確認する用意があることを示している。また、「非核化」の一環としてプルトニウム計画のみならず、ウラン濃縮計画の凍結の用意があることも示している。「米朝うるう合意」では、5MW級原子炉の無能力化（disable）とともに、ウラン濃縮計画の凍結（moratorium IAEA 監視受け入れ）にも同意している。以

上の通り、基本条件は整いつつあるが、NPT から脱退宣言している北朝鮮の原子力「平和利用」の権利、金正恩政権が内外に主張している「核保有国」としての地位をどう扱うかは今後の課題となる。ここは現在のイランと異なる点であるが、日米韓を含む周辺国・国連決議支持国としては北朝鮮の核保有国としての地位は認められない。

基本原則が確認されれば、残る課題は協議再開のためのステップである。日米韓側は北朝鮮が先に非核化に向けて行動をとることを求めているが、北朝鮮側は「前提条件（precondition）」なしの対話再開を求めている。双方に信頼がない状況では、双方が何らかの形で信頼醸成措置をとる必要があるが、その仲介役ならびに保証人役を務めるのが議長国・中国となる。対話再開のためには「前提条件」となる「事前措置（pre-step）」を双方がとる必要がある。「事前措置」として、北朝鮮側は「非核化」への姿勢を示すために、核・ミサイル（長距離弾道弾）実験と寧辺施設核活動の停止にコミットする。寧辺施設活動の停止とは、5MW 級原子炉ならびにウラン濃縮施設の稼働停止（IAEA 監視）とともに、米専門家が指摘するように、「事前措置」として軽水炉（建設中）について軍需転用しないよう約束を得ることも重要である⁴¹。それに対する日米韓側の信頼醸成のための対応措置も必要である。米国は、「うろう合意」で 24 万トンの栄養支援の実施を約束したが、日韓両国もどのような対応措置をとる用意があるのか、検討しなければならない。対話再開に向けて、北朝鮮が寧辺再稼働を使って、瀬戸際戦術をとる可能性は高く、それに対する日米韓側の対応もあわせて検討しておく必要がある。

第 2 のポイントは、協議再開後、寧辺におけるプルトニウムならびにウラン濃縮計画の検証工程を確立することである。第 1 次 6 者協議の「初期段階の措置」（2007 年 2 月）と「第 2 段階の措置」（07 年 10 月）がそのスタート地点となる⁴²。プルトニウム計画でも 5MW 級原子炉の無能力化については前例があるが、今回は、新たな議題として、実験用軽水炉（建設中）についてもとりあげる必要がある。軽水炉を軍需転用しないよう、炉心設計の確認、軽水炉燃料となる濃縮ウランの扱いについても検討すべきである。米専門家は、民需の軽水炉だとしても、国内（北朝鮮）産の低濃縮ウランではなく、外国産の低濃縮ウランを提供し、濃縮ウランの厳格な管理を提案している⁴³。ウラン濃縮計画については停止、申告、検証作業については新たにプロセスを確立する必要がある。その点については、上述した 2013 年 11 月のイラン核合意（初期段階）がモデルとして参考になる。

第 3 のポイントは、5 者（日米韓中ロ）側の行動を含む「包括的解決」のプロセスである。第 1 次 6 者協議の一連の合意（2005 年共同声明と 07 年段階措置）により、北朝鮮の核計画の停止と破棄の見返りとして、米朝・日朝関係の改善・国交正常化、経済・エネルギー協力（人道支援含む）、朝鮮半島の平和体制（北東アジア安全保障協力）を段階的に進めていくという図式は確立している。そのために、5 つの作業部会（朝鮮半島の非核化、米朝国交正常化、日朝国交正常化、経済およびエネルギー協力、北東アジアの平和および安全のメカニズム）が設置された。

今回のラウンド（第 2 次 6 者協議）では、実施段階に関する前回の合意をそのまま継承するか、再点検を行なうか、検討すべきである。金正恩政権の新しいリーダーシップとの交渉でもあるため、信頼醸成を進めることに重点をおいて、より慎重に、かつ現実的に進めていくことが双方にとって建設的である。その関連で、イランの核合意は参考になる。参考になる点として、第 1 に、イラク合意にならい、「初期段階」に一定期限を設け（合意

により期間延長も可能である)、核凍結に重点をおきながら、互いのコミットメントを確認し、信頼醸成を積み上げていく。

第2に、初期段階は、イラン合意のように、核凍結と経済制裁緩和という初歩的な段階から始める。とくに経済制裁緩和は戦略的かつ慎重に行なうべきである。06年以来、大量破壊兵器に関する国連制裁体制は進化しており、イラン核合意でも「コア」な制裁（金融制裁含む）は堅持されている。なお、現在の国連制裁の「スマート・サンクション」では、人道的配慮が要件となっている。米国も「うるう合意」では、米国の対北朝鮮制裁が北朝鮮住民の生活をターゲットにしていないことを確認している。つまり、制裁追加や緩和には原則と戦略が必要になる。

第3に、第2段階以降の措置も慎重な検討を要する。米朝・日朝の場合は国交正常化の前の関係改善措置（信頼醸成措置）、経済・エネルギー協力を行なうために北朝鮮の経済、電力事情等の調査も必要になる。現在、中朝、ロ朝、南北協力で検討されている事業をどのように組み込んでいくのか。この関連で、韓国（朴槿恵政権）の「南北信頼プロセス」と「東北アジア平和協力構想」も重要な要素となってくる。日米両国は経済・エネルギー支援等でどのように関与していくのか。以上は、全て第1次6者協議共同声明の段階的措置で扱われてきた事項であるが、今回は改めて金正恩政権の状況を分析しながら、再検討していく必要がある。また、2007—08年で5つの作業部会が設置されたが、段階的にとはいえ、各部会を同時並行的に進めて行くのか、各部会の事情にあわせてより柔軟性をもたせるのか、6者協議プロセスの実施体制についても再検討を要する。

3. 【課題】

以上の通り、今後1—3年（2014—16年）以内のスパンでみた場合、北朝鮮の核開発問題は動く可能性がある。金正恩政権は新たな「核カード」（寧辺カード）を使って、核外交（対米交渉）をしかけてくる蓋然性は高い。それに対して日米韓をはじめとする6者協議関係国（中国とロシア）はどのように対応するのか、備えておく必要がある。

まず、核問題を中心とする対北朝鮮戦略について課題をまとめる。日米韓は、北朝鮮の核・ミサイルのターゲットになっている以上、総合的な対応が必要である。北朝鮮の核（ならびにミサイル）計画には不確実性がつきものであるが、それゆえに徹底した情報収集とともに防衛面での備えは不可欠である（シナリオ1、シナリオ2参照）。その上で、国連と6者協議国とともに、外交面での対応、即ち不拡散・軍備規制の対応を強化していく必要がある。そのためには、第1に、国連安保理制裁決議2094に基づき、制裁・輸出規制・PSIを強化していくことである。北朝鮮が核・ミサイル実験を行なえば、制裁を強化していく。また安保理決議2094により制裁措置の一部（貨物船舶検査、金融制裁の一部）は義務化されたため、協力国を増やし、実効性を高めていく必要がある。その他、海上のみならず、陸路、航空阻止などPSI訓練をPSI連合国とともにアウトリーチ活動を通じて広めていくことも課題である。さらに、北朝鮮の核関連取引を規制するために、中国とイランからいっそうの協力を得ることが重要である。第2に、国連安保理決議の付託を受けている対話と協議の枠組み、即ち6者協議の活用である。今後1—3年以内、条件が整えば、6者協議を再開し、第3次核合意を模索すべきである。それを通して、北朝鮮の核（ならびにミサイル）計画に、その一部となるが、規制をかけ、朝鮮半島をめぐる緊張緩和の機会を追求す

る。そのために日米韓をはじめとする 6 者協議国（中国、ロシア）とともに外交戦略をたてていく必要がある。ウラン濃縮や経済制裁の扱いについては、イラン核合意（2013 年 11 月）は参考になる。イランと北朝鮮の核拡散問題は連動している部分もある。両方をみながら、各々の地域（中東、北東アジア）にあわせて戦略を進めていく必要がある。

では、今後、対北朝鮮戦略を立て、展開していくなかで、日本外交にとっての課題は何か。以下、3 つのレベルについて指摘する。第 1 に、国際レベルについてである。2006 年以來、日本は率先して国連の対北朝鮮制裁網の構築に尽力してきた。安保理決議の採択と制裁措置の強化、北朝鮮制裁委員会と専門家パネルの設置、さらに大量破壊兵器一般の規制のための輸出管理レジーム、PSI 訓練などの強化に一貫してコミットしてきた。今後も、アジア太平洋を含むグローバルなアウトリーチ活動を通して、国際的な規制強化に取り組むべきである。また、今は、イラン核合意という新たなファクターがあり、中国、ロシアのみならずイランとの戦略的協力を模索する機会でもある。以上の国際レベルの外交は、揺るぎない日米同盟ならびに日米韓の連合の土台があって効果的に展開できる。その土台が揺るがないよう、歴史・領土問題では慎重を期すべきである。

第 2 に、北東アジア（地域）のレベルについてである。今後 1—3 年以内に北朝鮮が核外交をしかけてくる可能性がある。そのシナリオに備えて、北東アジアの戦略的課題である北朝鮮問題にフォーカスして、6 者協議国（事実上の 5 者協議）で協力できるよう、北東アジアの外交環境を整えていく必要がある。安倍政権発足以来、日ロ協力では進展をみせているが、日中・日韓・日中韓の戦略的協力関係の再構築は重要課題として残っている⁴⁴。北朝鮮問題について実務レベルの協議は継続されているが、高位級ならびに首脳レベルの関係をできる限り正常化できるよう、アジア外交の立て直しが必要である。ここでも同様、戦略的課題に集中できるよう、歴史・領土問題で隣国どうしが互いに過度に刺激しないようにすることが重要である。

第 3 に、二国間関係、即ち日朝関係についてである。その関連で 2 点指摘する。まず、2013 年 5 月に飯島勲特使派遣が報道されたように、安倍政権は日朝協議のチャンネルの構築に務めている。二国間問題の解決ならびに 6 者協議に備えるためにも必要な措置である。ただし、6 者協議を効果的に活用していくためには、二国間の接触について、米国をはじめ関係国と十分に情報共有していく必要がある。情報共有が不十分であれば、協力国間で不必要な疑心暗鬼が生じ、6 者協議にも影響を及ぼす。核問題は日本単独では解決できない。国際レベルならびに地域レベルの協力が必要であることを忘れてはならない。拉致等の問題についても国際ならびに地域の協力は必要である。次に、日本の対北朝鮮外交戦略の進め方についてである。日本は、2002 年日朝平壤宣言に基づき「拉致、核、ミサイル」の包括的解決を目指している。そのために、日朝交渉は、日朝二国間プロセスとともに、2007 年以來、6 者協議のひとつの作業部会（「日朝国交正常化」部会）として多国間プロセスに組み込まれている。「拉致、核、ミサイル」全てが連動して進展した場合、日本外交にとっても大きなプラスとなる。しかし、過去の例からして、「核」が進み、「拉致」が進展しない、あるいは「拉致」が進み、「核」が進展しないという逆の状況も十分に想定できる。この場合、日本外交はジレンマに陥る。2007—08 年の 6 者協議でも苦い経験をしている。「拉致」が満足に進まず、核解決のためのエネルギー支援で日本は躊躇し、5 者の足並みが揃わなかった。2008 年の「悪夢」もある。米ブッシュ政権は核取引を優先し、拉致問題と絡む

テロ国家指定を解除し、日米関係は一時期悪化した⁴⁵。日本は、「拉致と核」をどのように扱い、外交を進めていくのか。今後1—3年以内、第2ラウンドの6者協議が再開した場合の外交戦略を、関係国と協議しながら、立てておく必要がある。

— 注 —

- ¹ 北朝鮮の核外交を含む瀬戸際外交については、道下徳成『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史』（ミネルヴァ書房、2013年）を参照されたい。
- ² “U.S.-DPRK Bilateral Discussions,” Press Statement, U.S. Department of State, February 29, 2012, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184869.htm>, 平岩俊司『北朝鮮は何を考えているのか』（NHK出版、2013年）第2章。
- ³ 2012年4月のロケット打ち上げ時、北朝鮮は衛星の重量を100キログラムであるとしていたが、専門家の見積もりによると、銀河3をICBMとして利用した場合、最大射程距離は1万3000キロに達する。道下『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史』前掲書、286ページ。
- ⁴ 9月に中国商務省は北朝鮮への大量破壊兵器に転用可能な物資や技術の禁輸措置リストを公表した。『日本経済新聞』2013年9月24日。
- ⁵ 『朝鮮日報』2013年6月18日。
- ⁶ 鴨下ひろみ「北朝鮮、6カ国協議再開に軸足」『東亜』557号（2013年11月）72-73ページ、『日本経済新聞』2013年9月18日。
- ⁷ 『日本経済新聞』2013年9月21日。
- ⁸ 9月25—26日のベルリン・セミナーに参加したのは、6者協議の北朝鮮首席代表を務める李容浩外務次官と崔善姫米州局副局長ら、米側は民間人として、S・ボスワース（オバマ政権1期目の北朝鮮政策特別代表）、R.ガルーチ元国務次官補（クリントン政権、米朝合意枠組み交渉担当者）、J.ウイット元国務省北朝鮮担当官（クリントン政権）ら、10月1—2日のロンドンセミナーには李次官、崔副局長らとボスワース氏、L.シーガル氏（米社会科学院朝鮮半島専門家）ら。鴨下、前掲、71-72ページ。
- ⁹ 鴨下、前掲、72ページ。
- ¹⁰ 『朝日新聞』2013年11月21日、11月26日。
- ¹¹ Nick Hansen and Jeffrey Lewis, “North Korea Restarting its 5 MW Reactor,” Sept.11, 2013, 38 North, <http://38north.org/2013/09/yongbyon091113/>, 10月末に、韓国国家情報院も8月の寧辺の5MW級原子炉の再稼働の可能性について公式に確認した（『朝鮮日報』2013年10月8日）。IAEAも11月末に再稼働の可能性について確認した（『日本経済新聞』2013年11月29日）。
- ¹² David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “Increased Activity at the Yongbyon Nuclear Site,” ISIS Imagery Brief, December 5, 2013, http://isis-online.org/uploads/isis-reports/documents/Yongbyon_FINAL.pdf, 『日本経済新聞』2013年12月6日、*The New York Times*, December 24, 2013.
- ¹³ 大量破壊兵器拡散協力国としてイラン・北朝鮮・シリアコネクションを対象に、2006年10月13日、米政府は、3国に対する不拡散規制法を「イラン・北朝鮮・シリア不拡散規制法 (Iran, North Korea and Syria Nonproliferation Act :INKSNA)」に統合した。U.S. Dept. of State, <http://www.state.gov/t/isn/inksna/c28836.htm>
- ¹⁴ Kelsey Davenport, “Iran, P5+1 Sign Nuclear Agreement,” *Arms Control Today* (December 2013), Arms Control Association, http://www.armscontrol.org/act/2013_12/Iran-P5-1-Sign-Nuclear-Agreement, 初期段階は2014年1月20日より履行開始された。
- ¹⁵ イラン側は、初期段階で、濃縮度5%以下のウラン製造は認められた。5%超の濃縮ウラン製造は凍結、濃縮度20%ウランは核兵器に転用できないよう加工、濃縮度3.5%のウラ

- ンは増やさない；新規の核施設（新型遠心分離機等）の建設禁止、現存の核施設（遠心分離機）（中部ナタンズ、フォルドウ）を一定以上の水準で稼働しない、西部アラクの実験用重水炉建設の中断を実施する。IAEAの査察・監視の体制強化の下の濃縮活動となる。Davenport, “Iran, P5+1 Sign Nuclear Agreement,” *ibid.*, 『日本経済新聞』2013年11月24日。
- ¹⁶ 初期段階の6カ国側の制裁解除では、現在凍結されているイランの原油売上金のうち42億ドル分の解除、貴金属や自動車、石油化学分野の禁輸措置を一時停止、イラン産原油の禁輸措置は維持。Davenport, “Iran, P5+1 Sign Nuclear Agreement,” *op.cit.*, 『日本経済新聞』2013年11月24日。
- ¹⁷ Daryl F. Kimball, “After the First-Phase Deal with Iran,” *Arms Control Today* (December 2013), Arms Control Association, http://www.armscontrol.org/act/2013_12/Focus; “Assessing the First-Phase Deal to Guard Against a Nuclear-Armed Iran,” *Issue Brief*, Vol.4, Issue 5, Dec.2, 2013, Arms Control Association,
- ¹⁸ Nick Hansen, “Major Development: Reactor Fuel Fabrication Facilities Identified at Yongbyon Nuclear Complex,” December 23, 2013, 38 North, <http://38north.org/2013/12/yongbyon122313>
- ¹⁹ Siegfried S. Hecker, “A Return Trip to North Korea’s Yongbyon Nuclear Complex,” Center for International Security and Cooperation, Stanford University, November 20, 2010, <http://iis-db.stanford.edu/pubs/23035/HeckerYongbyon.pdf>, David Albright and Christina Walrond, *North Korea’s Estimated Stocks of Plutonium and Weapon-Grade Uranium*, Institute for Science and International Security, August 16, 2012, http://isis-online.org/uploads/isis-reports/documents/dprk_fissile_material_production_16Aug2012.pdf
- ²⁰ David Albright and Robert Avagyan, “Recent Doubling of Floor Space at North Korean Gas Centrifuge Plant: Is North Korea doubling its enrichment capacity at Yongbyon?,” August 7, 2013, Institute for Science and International Security, http://isis-online.org/uploads/isis-reports/documents/Yongbyon_fuel_facility_7Aug2013.pdf 『日本経済新聞』2013年8月8日。
- ²¹ Hecker, “A Return Trip to North Korea’s Yongbyon Nuclear Complex,” November 10, 2010, *op.cit.*, p.3.
- ²² 「38ノース」専門家は、ELWRは燃料供給が可能になれば、早くも「2013年半ば」に稼働と分析していたが、12月の燃料製造施設の分析により、「2015年末か2016年」に修正した。Jeffrey Lewis and Nick Hansen, “Start-up of North Korean Experimental Light Water Reactor Could Begin by Mid-2013 if Fuel is Available,” May 1, 2013, <http://38north.org/2013/05/yongbyon050113>, Nick Hansen, “Major Development,” 38 North, December 23, 2013, *op.cit.*
- ²³ 朝鮮半島エネルギー機構(KEDO)(95年3月発足)の軽水炉支援プロジェクトでは100KW級軽水炉2基を建設する予定であったが、2006年に事業は終了した。Hecker, “A Return Trip to North Korea’s Yongbyon Nuclear Complex,” November 10, 2010, *op.cit.*, p.3.
- ²⁴ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*
- ²⁵ Hansen, “Major Development,” December 23, 2013, *op.cit.*
- ²⁶ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, David Albright and Christina Walrond, “Challenges Posed by North Korea’s Weapon-Grade Uranium and Weapon-grade Plutonium: Current and Projected Stocks,” October 24, 2012, 38 North, <http://38north.org/2012/10/dalbright102312>
- ²⁷ 第1次から第2次北朝鮮核危機については、Joel S. Wit, Daniel Poneman, Robert L. Gallucci, *Going Critical: The First North Korean Nuclear Crisis* (Brookings Institution Press, 2004), Don Oberdorfer and Robert Carlin, *The Two Koreas: A Contemporary History* (Revised and Updated), 3rd ed.(NY: Basic Books, 2013)、ケネス・キノネス（伊豆見元監修、山岡邦彦・山口瑞彦訳）『北朝鮮——米國務省担当官の交渉記録』（中央公論新社、2000年）、船橋洋一『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン 朝鮮半島第二次核危機』（朝日新聞社、2006年）を参照さ

りたい。

- ²⁸ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, p.31.
- ²⁹ 『朝日新聞』2013年3月17日。
- ³⁰ 『朝日新聞』2013年3月31日。
- ³¹ 拙稿「北朝鮮」（第2部第6章）浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出監理—制度と実践』（有信堂、2004年）を参照されたい。
- ³² 外務省委託調査報告書（株）三菱UFJリサーチ&コンサルティング『安保理決議による経済制裁：制裁に至る事情・内容・効果等の横断的比較分析』2013年3月，
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/pdfs/itaku_1303.pdf
- ³³ 専門家パネル委員として日本から浅田正彦（京都大学教授）（2009-10年）、山本武彦（早稲田大学教授）（2010-11年）、古川勝久（科学技術振興機構・社会技術研究開発センターフェロー）（2011年—現在）が参加している。
<http://www.un.org/sc/committees/1718/poemembers.shtml> 参照。
- ³⁴ 「北朝鮮による核実験に関する安保理決議の採択（概要）」2013年3月8日、外務省、
http://mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/anpori_130308.html，「国際連合安全保障理事会決議第2094号（和訳）」2013年3月19日発行、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/n_korea/anpori2094.html
- ³⁵ UN Security Council, Report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) (S/2013/337), June 7, 2013, p.5. 摘発例についても同報告書を参照されたい。
- ³⁶ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, pp.32-33.; “China’s failure to stop transshipments to North Korea and Iran and Sales to Iran’s Missile Program” in “State Department Cables: Stopping Iran’s and North Korea’s Illicit Procurement for their Nuclear and Ballistic Missile Programs,” December 20, 2010, ISIS Reports, <http://isis-online.org/isis-reports/detail/state-department-cables-stopping-irans-and-north-koreas-illicit-procurement/10>; Shirley A. Kan, “China and Proliferation of Weapons of Mass Destruction and Missiles: Policy Issues,” *Congressional Research Service Report* (RL 31555), January 3, 2014
- ³⁷ 北朝鮮のウラン濃縮活動については2011年1月と6月に専門家パネルにより安保理制裁委員会に報告されている。寧辺の軽水炉建設についても報告されている。UN Security Council, Report of the Panel Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) (S/2012/422), June 14, 2012, pp.12-16.
- ³⁸ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, p.32.
- ³⁹ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, p.32.
- ⁴⁰ 「第4回6者会合に関する共同声明（仮訳）」2005年9月19日、外務省、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/ks_050919.html、 “U.S.-DPRK Bilateral Discussions,” February 29, 2012, Department of State, <http://www.state.gov/r/pa/prs/2012/02/184869.htm>
- ⁴¹ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, pp.31-32
- ⁴² 「共同声明実施のための初期段階の措置」（仮訳）2007年2月13日、外務省、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo5_3ks.html 「共同声明の実施のための第2段階の措置」（仮訳）（2007年10月3日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo6_2kjs.html
- ⁴³ Albright and Walrond, August 16, 2012, *op.cit.*, p.32.
- ⁴⁴ 拙稿「北東アジアにおける日韓戦略協力—三つの課題」2013年9月17日掲載、日本国際問題研究所。http://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=232 も参照されたい。
- ⁴⁵ 日朝交渉と6者協議については、Yasuyo Sakata, “Chapter 6: Korea and the Japan-U.S. Alliance: A Japanese Perspective,” Takeshi Inoguchi, G. John Ikenberry, Yoichiro Sato, eds., *The U.S.-Japan Security Alliance* (Palgrave Macmillan, 2011), pp.99-103 [邦訳：拙稿（小林朋則訳）「第6章 朝鮮半島と日米同盟—日本からの視点」猪口孝、G.ジョン・アイケンベリー、

佐藤洋一郎編『日米安全保障同盟』（現代日本の政治と外交2）（原書房、2013年）119-123ページ]を参照されたい。